

と き 平成15年9月8日(月)

ところ 三田共用会議所第4特別会議室

第11回独立行政法人評価委員会 農業分科会議事録

午後1時30分 開会

松本分科会長 定刻となりましたので、ただいまから農林水産省独立行政法人評価委員会第1回農業分科会を開催いたします。

本日の議長を務めさせていただきます松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員、臨時委員、並びに専門委員の先生方には、お忙しい中ご出席を賜りましてまことにありがとうございました。

さて、本日の会合でございますが、委員及び臨時委員の計13名のうち、12名のご出席をいただいております。したがって、農林水産省独立行政法人評価委員会第6条第3項において準用する、同条第1項の過半数の出席条件を満たしておりますことから、本委員会は成立していることをまずご報告申し上げます。

それでは、本日の議事に入ります前に、事務局の方から本日の委員及び専門委員の出席状況、並びに配布資料の確認をお願いいたします。

生産局総務課長 生産局総務課長の高島でございます。

それでは、本日の委員の出席状況等について報告させていただきます。

今議長からもありましたが、委員・臨時委員13名中、12名ご出席でございます。欠席は夏目委員でございます。

専門委員でございますが、19名中、13名出席いただいております。遅れて来られる方がいるかもしれませんが、馬場委員が遅れてまいりますと13名ご出席ということでございます。欠席の委員は、高橋英三委員、高橋芳幸委員、長尾委員、福田委員、松井委員、森戸委員でございます。

次に、本日お配りしています資料のご確認をお願いしたいと思います。

お手元に束ねて置いてありますけれども、一番上に分科会の座席表、2枚目に議事次第があると思いますが、その次から、配布の資料でございます。

資料2-1というのがありますが、2-1、2-2、2-3ということで、資料2の関係が、農畜産業振興機構に係る資料でございます。枝番の1が中期目標、枝番の2が中期計画、枝番の3が業務方法書と、こういうことになっております。

資料の2が農畜産業なのですが、資料の3は農業者年金基金でございます。同じく、中期目標、中期計画、業務方法書ということで、3点資料がございます。

それから、資料4が農林漁業信用基金でございます。このところで綴じてあるかもしれませんが、資料1、資料2、資料3、それぞれ中期目標、中期計画、業務方法書でございます。

基金につきましては、資料の4 - 4が2つございます。資料3と、それから資料4が業務方法書でございます。それから、資料5として長期借入金の関係の資料をつけてございます。

それから、次が資料5でございます。水資源機構の中期目標ということで、水資源機構につきまして、中期目標が5 - 1、枝番の2で中期計画、枝番の3で業務方法書ということになっております。それから、資料5 - 4として、独立行政法人評価委員会の合同会議、これは4省庁の合同会議の議事要旨をつけてございます。

それから、資料6でございますが、今後の手続き、評価基準作成の進め方という資料と、資料6の別紙として、そのイメージ図というものを付けております。

それから、資料7ですが、家畜改良センターの平成14事業年度の財務諸表及び目的積立金についてという資料をお配りしております。

それから、資料8が、この前この分科会でご質問のありました農業者大学校にかかわります説明の資料をつけてございます。

それから、一番最後に、資料番号は振っておりませんが、次期開催日程についての関係の紙を最後につけさせていただいております。

資料を確認の上、もし不足がありましたら事務局の方に申し出ていただきたいと思います。以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、議題に移りたいと思います。

1つ目の議題は、農畜産業振興事業団の中期目標についてでございます。

前回の分科会では、4つの新設予定の法人をまとめて意見をちょうだいいたしましたけれども、今回は、新設の法人、新設予定の独立行政法人1つずつの審議といたしまして、中期目標につきましては農林水産省から、中期計画並びに業務方法書につきましては、法人の長となるべき者から説明をいただき、新法人ごとにつきまして、委員の先生からご意見をちょうだいする、審議を進めていく、こういう方法にしたいと思います。

それでは、農畜産業振興機構の中期目標につきまして、農林水産省から説明をお願いいたします。

生産局畜産企画課長 畜産企画課長でございます。

資料ナンバー2 - 1、農畜産業振興機構の中期目標につきまして、前回8月11日の本分科会議に提出いたしましたものから変更があった箇所を絞って、ご説明をさせていただきたいと思いません。

まず、1ページでございます。第2の1の業務運営の効率化による経費の抑制につきましては、前回、具体的な数値等は検討中としていたところでございますが、閣議での石原行革担当大臣の発言等を踏まえまして、人件費を除く一般管理費について、中期目標の期間中に、平成14年度比で26%抑制することとしております。

次に、同じく1ページの第2の4、機能的で効率的な組織体制の整備につきまして、前回提示いたしました表題は、「機能的で柔軟な組織体制の整備」としていたところでございますが、この「柔軟な」を「効率的な」というふうに変更をしております。

また、記述内容につきましては、機構が農畜産業振興事業団と野菜供給安定基金の統合法人であることを踏まえまして、本文中に、本部事務所の統合、総務*経理の共通管理部門の統合等を行うことを明記をいたしております。

次に、2ページの第3の1の、(3)の の学校給食用牛乳供給事業、それと、3ページのの畜産の経営又は技術の指導等の事業につきまして、記述の整理を行っております。

次に、7ページでございます。7ページの5の情報収集提供業務の(2)につきまして、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で3.5以上の評価を得ることを目標としておりましたが、3.7以上の評価を得るように目標水準を高めることいたしました。

以上が農畜産業振興機構の中期目標についてでございます。よろしくお願いたします。

松本分科会長 ありがとうございます。

続きまして、中期計画並びに業務方法書につきまして、農畜産業振興機構の理事長となるべき者に指名されております山本理事長から、ご説明をお願いします。

農畜産業振興機構 それではご説明申し上げます。

資料2-2と2-3でございます。

まず、中期計画でございますが、ただいまご説明のございました中期目標に沿いまして、さらに中期の計画の内容を具体化したしております。

まず、1ページでございます。まず、第1の柱、業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置でございますが、その1の業務運営の効率化による経費の抑制でございます。具体的な抑制の方策として、文章の2行目でございますが、予算の執行管理体制の整備、これは具体的には四半期ごとの執行の厳正なチェックを行ってまいります。

役職員のコスト意識の徹底、それから、本部事務所の統合、これは野菜基金が現在、千代田区一番町で、建築後30年を経たビルに事務所を設けております。それから、事業団は港区麻布台で、40年を経たビルに事務所を設けておりますが、2年前の統合の決定以来、種々協議をい

たしまして、業務運営の効率化と経費の抑制のために、やや事務所としては条件的には不利でございますが、麻布台にございます事業団の事務所に、10月1日を期して、野菜基金を統合することにいたしまして、今鋭意準備中でございますが、当然、空き部屋はございませんでしたので、所有者を介してテナントに出てもらおうように折衝をしましてまいりましたし、また、耐震構造が非常に心配でございましたが、これも先月、Aという評価で耐震構造も大丈夫だという結果が出ております。これによって、事務所経費の節減に資するように努力したいと思っておりますし、また、地方事務所の家賃の引き下げも、現在努力しているところでございます。

それから、本文の汎用品の活用、これは、事務用品等についてはできるだけ単価の安いもの、また既製品、汎用品を活用する。これらによりまして、目標にも定められております26%の抑制を達成してまいりたいと考えております。

2は、業務執行の改善でございますが、(1)が機構の業務全般にわたりまして第三者機関による業務の点検・評価を行ってもらうことにいたしております。

それから、このうち特に(2)でございますが、補助事業につきましては、独自の事前の事業の採択の審査、また、事業の評価等もございますので、専門の第三者機関に評価、これまた評価を行ってもらうようにいたします。

それから、下の方に業務運営能力の向上とございますが、2ページの(1)の でございます。農畜産業の現場の進行指導、支援事業を行っておりますので、特に農業の現場の体験が職員に重要でございますので、生産現場でのホームステイ等による実習・研修・実体験、それから、例えば食肉の部位を判断する能力等も必要でございます。こういったことも含めて、さらに研修を充実・強化してまいりたいと考えております。

それから、 、経理の能力水準を上げるために、会計事務職員及び職員一般につきまして、簿記の3級能力をできるだけ持つようにするとともに、特に中核的な職員につきましては、2級以上の能力をつけるための研修を充実いたしてまいります。

(2)は、行動憲章を、国民の信頼を確保するために策定いたします。

それから、4は組織のスリム化でございます。

それから、次のページ、5でございますが、補助事業の効率化でございます。畜産、砂糖、蚕糸につきまして補助事業を行っておりますが、事業の採択に当たりまして、費用対効果というものの手法を開発してまいりました。これは、具体的に施設、畜産等の施設整備に対して、投資額に対して、それにそれ以上の収益、リターンがあるかどうか、これが採択時はあるかどうかということが費用対効果の評価の基準といたしてございまして、そのための算式を個別の事

業ごとに今開発して実用化いたしております。平成12年度から、これは始めておりますが、現在、畜産につきましては8割の施設整備事業について、この費用対効果を採択基準に採用いたしております、これから2年くらいの間には、畜産についてすべての施設整備事業について、費用対効果の算式を策定いたしてまいりたいと考えております。

それから、事業に反映させる仕組みを16年度末までに構築とございますが、これは、採択時に費用対効果を基準にするのみでなくて、事業実施を、これをフォローいたしまして、3年程度たった後に、実際にその費用対効果が1以上の事業成績を上げているかどうかということ、事後的に評価いたします。これによって、この事業を場合によっては見直す。

それから、これにつきましては4ページのイ、ウ、エとございます。次のページのエをごらんいただきたいのですが、費用対効果分析を実施している事業にあっては、施設設置後3年目までは利用状況の調査を行って、実際に計画どおり施設が有効活用されているかどうか、それから、3年を経過した、12年からこれを一部の事業に採択いたしておりますので、15年、さらに16年度あたりからこれが3年を経過いたしてまいりますが、このときに事後評価をきちんと実施いたしまして、事業を実施した効用が費用を上回る件数が全件数に占める割合、これを新たに90%以上、ほとんど大部分のものは実際に1以上でなければならないと。これは、もちろん不可抗力等も想定されるわけでございますけれども、また、必要に応じてその段階で現地調査の上、改善の指導を行う、あるいは事業の見直しを行うというようなことを行って、補助事業に対する効果を上げるように徹底してまいりたいと考えております。

それから、3ページは、これら補助事業について、厳正な業務執行規程を策定してまいりたいと思っております。今年度末までには、策定するつもりでございます。

それから、第2は、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための措置とございます。畜産、野菜等々の各部門ごとの業務がございますが、これにつきまして、業務の内容につきまして、業務方法書、資料2-3、やや分厚い資料をごらんいただきたいのですが、業務方法書の目次が1ページから2ページにございます。各部門ごとの詳細な業務の執行方法が記されております。

第2章が、指定乳製品等の売渡し、交換、保管、並びに指定食肉の買入れ、売渡し、交換、保管となっております。これが乳製品、食肉関係。

それから、第3章・第4章として、指定乳製品等の輸入、それから、機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し、4章。

それから、5章が、指定乳製品、指定食肉の保管経費の補助。

それから、第7章で、加工原料乳についての生産者補給交付金。

それから、第8章、肉用子牛についての生産者補給交付金とございますが、ただいま申し上げました章につきましては事業法がございます。

具体的には、乳製品関係につきましては、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法がございます。それから、食肉等につきましては、畜産物価格安定法がございます。それから、8章の肉用子牛につきましては、肉用子牛の生産安定法という、3本の、それぞれ畜産関係の事業の法律がございます。これに基づきまして、畜産物の価格需給の安定のための買入れ、売渡しなどの業務、それから、補給交付金の支給、これは生産の安定のためにでございますが、補給金等の交付を行うことになっておりまして、また、これらの業務を実施する価格水準につきましては、あるいは補給金の水準等につきましては、毎年国が決定される水準がございます。これに沿って業務を実施することになっておりまして、これらの法律、推奨令等に基づく業務の方法について、詳細に記述いたしております。

第3章・第4章につきましては指定乳製品の輸入等でございますが、これはさらにWTOの協定で、例えば指定乳製品については、カレント・アクセスということで日本は一定量を低率の関税で輸入する義務を国際的に負っておりまして、これを確実に実施するために、WTO協定上、国家貿易機関として事業団がその義務として指定乳製品等の輸入を行ったり、また、民間輸入については関税相当額を徴収するというような役割を負っておる仕事でございます。

それから、第9章が、野菜生産出荷安定業務でございますが、これは野菜生産出荷安定法に基づきまして、やはり野菜の価格需給の安定、それから野菜の生産の安定のための業務を行うことにいたしております。法律に基づく業務の方向を記しております。

なお、野菜については、その業務の実施基準となる野菜、非常に種類が多いものですから、かつ、野菜は常時いろいろな種類が出荷されておりますので、価格の水準というのは、国の方から非常にたくさん、多くの時期に何十本というような基準価格が指示されることになっております。

それから、11章から13章が、砂糖価格調整法という法律に基づきまして、やはり砂糖の需給価格の安定を図るための業務でございます。これも、価格の水準等につきましては、WTO協定にも定められております。

それから、14章が、生糸の輸入に係る調整等に関する業務、これは生糸輸入調整法に基づくもので、やはりこれも、WTO協定に基づきまして、輸入に関しては、国家貿易機関として業務を行うことになっております。

それから、畜産等の補助事業につきましては、第6章、これは、補助事業につきましてはいずれも機構法に根拠がございます。畜産が第6章、それから野菜が第10章、それから蚕糸・砂糖が16章・17章でございます。

それから、15章は、これは最近、情報需給の安定、または消費者に対するサービスの向上のために、情報の収集提供という業務が大変重要だとされておりまして、これも機構法に根拠がございますが、それぞれの作物に関する情報の収集提供業務でございます。

18章・19章は、機構法によって廃止される業務の経過措置を記しております。

中期計画の方に帰っていただきますと、第2のところは、これらの業務の責任に対して業務を実施するわけでございますが、質の向上に関する措置でございます。それぞれ、畜産からずっと業務を具体的に、基本的には前回にもお示したところでございますが、詳細にさらに記しております。

まず、1の(1)などから、ずっと業務日というのが出てまいります。これは現在の1割から3割程度を短縮することを目標にいたしておりますが、業務日は何で規定されているかといいますと、まず、資金の支払い、あるいは買入れにかかるものにつきましては、事業団から資金の支払いが必要になりますが、この財源は、事業団の手持ち資金、及び、毎年度国から交付される交付金によっておりますが、原則として借り入れは起こしませんが、この手持ち資金については、その効率的な運用によって、できるだけ事務費等を捻出するということが必要でございます。このために3カ月以内の定期運用、それから有価証券運用を行っております。

この資金を確実に支払い準備をするための期間を1週間程度見込んでおります。これは、流動性も重要でございます。国民にサービス、申請があった場合にはできるだけ早く支払うということも重要でございますので、この運営の有利性、効率性と、支払いの迅速性ということとを兼ね合わせて、今のような運用を会計ごとに行わさせていただいておりまして、支払い準備の期間と、それから、いろいろな売買を行うためには国民に入札等に付することが非常に多うございますが、この入札のための公告の期間が1週間程度必要でございます。

これらの期間が、まず必ず必要でございますが、あとは、申請が上がってきたその申請が正しいものであるかどうか、正確に、補給金や補助金を支払う要件に該当しているかどうかということ厳正にチェックすると、こういうことが求められております。このための期間が必要でございます。

短縮できるのはこの審査の期間でございます。これを見直して、できるだけ効率的に、し

かし厳正に審査するという事で、期間の短縮の見通しをつけさせていただいております。

それから、5ページの の下のイあたりに、家畜排せつ物の処理のための事業の推進とございます。来年10月末までに、家畜排せつ物については、適正な処理が必要となりますので、国とも協力しながら、畜産農家すべて、これをクリアーできるように、私ども努力してまいりたいと考えております。

それから、6ページの真ん中、 にございますが、アでトレーサビリティ・システム、これも、生産段階ではことし12月、それから流通段階では来年12月に義務化されますので、これは法律に従った要件にすべて適合するように、また現場の段階では事業づける、また、流通段階ではこれを確実に、流通段階でもこれが表示されるというような、事業のための支援・指導を行ってまいります。

それから、ウの肉骨粉なども、BSEによって新しく必要となった事業でございますが、適正な処分。

それから、最近、家畜用の獣医師さんが非常に足りないというので、このための奨学金の計上等も行っております。

それから、7ページの(5)で、指定乳製品の輸入、これは国家貿易として行うものでございますが、50日とか80日とか、長期間になっておりますが、これは陸上・海上輸送、輸送した場合の輸送期間などが含まれておりますので、こんな期間になっております。

それから、8ページの2の(2)で、野菜で、契約指定野菜安定供給事業、目標が40日業務となっております。これは、一般の野菜については仕様法で取引価格、取引の相手方等は、第三者に公表されますけれども、この契約野菜というのは、売り手、買い手、相対の取引でございますので、この取引が真正なものであるかどうかというのは厳正がチェックが必要でございます。このために、伝票の現場に下りてこれを点検いたします。そういうことで、業務日は長くかかっております。

それから、同じページの上で(6)の肉用子牛でございますが、交付業務の迅速化、これも期間が28業務日となっておりますが、これも、14年度は60万頭に1頭1頭、何万円、あるいは10万、20万という補給金を交付する作業でございます。1頭ごと、これが補給金交付対象牛であるかどうかと、これは現場で点検されるわけでございますが、そういうものの積み上げで、私ども交付業務を行っておりますので、やや時間がかかってまいります。

それから、9ページは砂糖でございます。

それから、10ページが蚕糸関係の業務でございます。

それから、11ページが、5として、情報収集提供業務とございます。これについては、どのような情報を、どのような制度で、どのようなタイミングで提供するかというようなことについて、 にございますが、企画段階で、専門家あるいは関係業界、それから情報利用者、これは消費者等も含めて、参画を得て、部門ごと、畜産、野菜、砂糖、蚕糸等ごとに計画をし、またこれを実行してまいりたいと考えております。

13ページの(4)でござりますが、農政につきましても消費者を重視した農政、消費者への情報提供、消費者重視ということがますます重要になっておりますので、 にございますように、特に消費者のご意見を十分に聞き、特にご関心が高いのが消費者の食の安全・安心、あるいは表示の問題等でござります。これらについて迅速、正確な情報を提供し、特に食品安全委員会も今年度設立されましたが、リスク・コミュニケーションやリスク管理、評価というような行政課題が出ております。これらにも、私ども対応してまいることといたしております。

それから、15ページでござりますが、予算、収支計画、資金計画が、これが第3でござります。これは、15年度の業務量で予算は一応、これを4年半に延長させて計上させていただいております。

それから、人件費につきましては、27ページ、最後でござりますが、常勤職員が期初 227人でございまして、期末が、見込み、これは現在の定員削減、これまでの定員削減計画等に基づきまして、10名削減する、95.6%になりますが、217人と見込みまして、これに、8月に給与の引き下げの人事院勧告がございましたが、このベースで、ベースアップなしで、人件費を見込ませていただいております。

以上でござります。

松本分科会長 ありがとうございます。

ただいまのように、農畜産産業振興機構の中期目標、中期計画、並びに業務方法書についてご説明を受けたわけです。

それでは、ただいまから質疑応答、審議の時間に入ります。

質問のある方、どうぞお願いいたします。

徳江委員。

徳江委員 どうもご説明ありがとうございました。

3点ばかりお尋ねしたいと思っておりますけれども、農畜産産業振興機構は私がプロジェクトチームに入りますので、細かい点についてはまたこれからのプロジェクトチームの中でご質問させていただきますけれども、まず、これは全法人共通の課題かと思っておりますけれども、会計システ

ムの方が、既に先行法人が2年度やっていますので、この会計システム、特にセグメント情報ですね、この辺の取り扱い、それから、あと、振興機構は大変たくさんの勘定がありますので、最終的にこの決算の決算書としては、各勘定を総合したというか、集計したというのですかね、そういった形で多分できるだろうと思いますので、その辺の工夫ができているかどうか。

それから、既に今までの会計基準で実施したようなのを独立行政法人の会計基準で、移行しますので、その辺の移行の仕方ですね。うまく移行できると、その辺の準備が十分整っているかどうかという問題、これは会計システムではこの側面。これは、他の法人も多分共通した課題だと思います。

それから、まだこの振興機構の業務を十分理解していないのですけれども、補助事業のご説明がありましたけれども、補助事業の対象は、民間の事業体だけか、あるいは、あと地方自治体がございますね、都道府県、それから市町村、この辺が対象になっているかどうか、ちょっとこの辺がまだ、くどいけれどもわかりませんので、そうしますとやはり、補助事業というのは日本全体にかなり問題になっている部分ですから、そういった意味で、補助事業のこの辺の対象がどうなっているかということと、先ほどご説明がありました費用対効果、この辺の基準が、今8割までできているということですからこの辺は期待しているのですけれども、まず、補助事業の対象がどうなっているかということ。

これによってやはり地方自治体の方がかなりこれ、補助事業というのは全額補助をくれるわけではないものですから、要するに自己資金、地方自治体としては自己資金を負担しなければいけないという問題がございます、その辺の問題がどうかという、これはここだけの問題ではないかと思えますけれども、農林水産省全体の問題だと思いますけれども、その辺の補助事業の対象先ですね。

それから、3点目は、これもちょっとまだ不勉強でよくわかっていないのですけれども、消費者への情報提供と、それからあと、畜産ですから、家畜に関係している部分もありますが、この辺は、この農業分科会の他の法人との機能の、役割の分担というのですか、すみ分けというのでしょうかね。例えば農林消費技術センターとか、家畜改良センターとか、この辺との機能というか役割が重複しているのか、完全に分離しているのか、ちょっとその辺がよくわからないものですから。

以上、3点をお伺いいたします。

松本分科会長 ただいま徳江委員から3つの質問事項がありました。補助事業の対象をどこにするのかという重要なご指摘があったわけですけれども、お答えをお願いします。

農畜産業振興機構 まず、第1の会計システムでございますけれども、7本の、私ども勘定を持っておりますので、これを原則として独立で経理をいたしております。

分野ごとに収支を明確にいたしますとともに、全体の一部、資金のやり取りも、必要最小限度でございますので、それについて、全体を通した機構としての会計、これについては、新しい基準に従って、定められた期間に公表できるように、私ども万全の準備をいたしているところでございます。

それから、2番目の補助事業でございますが、この補助事業というのは非常にたくさんございますが、私ども機構の性格上、地方自治体には補助金を出しておりません。これは、地方自治制度との関係がございまして出しておりませんが、それでは事業主体はだれだということになります。公共的な性格を持った事業実施主体に対して補助金を出すことになっておりまして、これは、要綱・要領等で、補助金を出せる事業主体というのは明記してございます。

具体的には民間でございますが、例えば単純に営利を目的とした株式会社等には出せませんで、いわゆる第三セクターと言っておりますけれども、公共団体等が過半の出資をしているとか、あるいは協同組合組織等でございます。公共性を持った団体が事業主体として、具体的に申し上げますと、畜産の場合でございますと、自治体や農協が出資した食肉のセンターというようなものに補助金を出しております。

補助率の、これも要綱・要領等で決まっておりますが、したがって補助金の出し方については、すべてこれは情報を公開されておりますので、すべての国民の方々におわかりいただくようになっております。

今ご指摘のとおり、補助事業については、いろいろなそのあり方について国民的な議論がございます。私どもは、国民の税金を使う以上、最も効率の高い事業を実施して、国民、消費者への十分なサービスが行えるような事業でなければならないと思っております。先ほどの費用対効果を初め、その採択基準についても明確にし、また、そのフォローアップも、先ほどご説明申し上げましたように、大変重要だと考えておりますので、事業についても厳正に、その事業効果について点検してまいりたいと考えております。

それから、消費者への情報提供、いろいろな、畜産でも家畜センター、先程お話のような機関がございます。これについては、私どもも常時情報交換等も行っております。重複しないように配慮しながら、しかし、消費者、生産者、流通業界の求める情報というのは非常に多岐にわたっておりますので、農畜産関係の重要な機関の1つとして、十分な情報提供に心がけてまいりたいと思っております。

かつ、コストを削減するために、ホームページ等をできるだけ活用して情報の提供もしております。印刷物を全廃するというのも考えるのですが、これはもうやはり印刷物で入手したいという希望もなお大変強いものですから、しばらくは印刷物が必要かと思っております。

松本分科会長 よろしゅうございますか。

徳江委員 すみませんが、ちょっと追加で。補助事業の関係ですけれども、交付要綱というのは、この業務方法書の中の1つの体系の中に含まれている、そういうふうに理解してよろしいですか。

農畜産業振興機構 業務方法書の、さらに、業務方法書はこれはいわば基本的な部分を書いておりますから、さらに詳細に、これはたしか事業主体等はないと思いますけれども、等々も含めまして詳細な、あるいは採択基準等も含めたものがございます。業務方法書、これは各事業ごとでございます。

それから、先ほどはちょっと時間の関係で省略させていただきましたが、私ども農畜産、補助事業はその個別の事業ごとに、食肉センターをつくるとか、あるいは砂糖のための機械を導入するとか、個別の事業ごとに採択基準、補助率、あるいは事業の実施主体等は異なっておりますので、要綱・要領が事業ごとにたくさん必要になるわけでございますが、全体を通じて、事前にどういう審査をするか。

それから、どういう後のフォロー、進行管理、補助事業の実施の進行管理をするか等について、中期計画の3ページ5の(2)(3)、先ほどちょっと触れさせていただきましたが、明確な審査基準、これは補助事業、私ども、畜産・砂糖・蚕糸等でございますので、全体を通して明確な審査基準、これが要綱・要領等でございますが、明確な審査基準に基づいて事業を実施するほか、事業実施体に対する指導というのは、これは申請の段階でもきちんとした申請書を出していただいて、できるだけ審査の迅速化、あるいはいわゆる手戻りというようなものを省きたいというようなこと。

それから、補助先の公表、これは、どういうところが補助金をもらって事業をしておられるかということをお知らせしというような透明性の確保や、事業の進行管理というのは、例えば大きな食肉センターなどですと、2年にまたがるというような場合がございますので、これがきちんと効率的に事業が実施されているかどうかというのを、事業実施中も見ようと。

それから、完了した後、それが十分に活用されているか、費用対効果が1以上になっているかどうかというようなことを点検するための業務執行規程というのを、今年度末までにつくりたいと。これは、補助事業全体に通すということですね。(3)に、どういうものを書くかとい

うようなことが記されておりますけれども、今のこの業務執行規程が全体を通して。

それから、業務方法書、それから、それに基づく個別の事業ごとの要綱・要領等で、適正な事業を実施してまいりたいと考えております。

松本分科会長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

そのほか、どうぞ。日和佐委員、どうぞ。

日和佐委員 今の中期計画の2ページにございますけれども、トップの意識改革を図るという一文がございます。どのような意識を、どのように改革しなければいけないとお考えになっていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思います。

松本分科会長 それでは、お答えをお願いします。

農畜産業振興機構 たくさんあると思いますけれども、まず、私ども少なくとも2つ、大変重要な点は、国民の税金を使って事業を、国民に対するサービスを行っているわけでございますので、どちらかにたとえて、したがって、その費用対効果、効率性を最大限に上げるという意識を持つということが重要であると考えております。これが第1点でございます。

どちらかに片寄ってもいけない。税金を使うとういうので、では全然使わなくて、では使わないのなら事業をゼロにすればいいと、これはサービスゼロになりますので、そこは公共的な業務の難しいところございまして、サービスはできるだけしなければならない。しかし、サービスに使う税金は、できるだけ少なくしなければならないと、両方の要素を考えて、そのバランスの上に事業をしていかなければならないと思っております。

それから、2番目は、農畜産業が、先生も十二分にご案内のとおり、どちらかという生産者を重視した事業になっていなかったかという反省で、消費者、これは1億3,000万の国民すべて消費者でございますので、国民すべてに対してを視野に入れた事業の展開が重要である。したがって、先ほど言いました特に情報提供業務などは、畜産の生産・流通・加工業者ももちろん大事でございますが、消費者全体に対して、農畜産業、それから食品についての正しい情報を迅速に提供するという業務をこれから拡充・強化していくことが必要であると思っております。

その2点でございます。あとは、いろいろの組織の全体としての活力を出すための、組織の活性化とか、それから、倫理意識の徹底等々でございます。こういった主なものについては、行動憲章というものを、(2)の にございますが、策定するとともに、 にございますように、有識者による講演会、それから有識者との意見交換会、これは消費者の方々なども入りますが、こういった外部の意見を十分に承りながら、開かれた組織として外部の意見を聞きながら、そ

れを謙虚に業務の中に取り込んでいくような努力もしてまいりたいと考えております。

松本分科会長 よろしゅうございますか。

そのほか、どうぞ。ございませんか。どうぞ、守田委員。

守田専門委員 10ページの砂糖の の方のことですが、その前の生産流通に関する事業の合理化ということに関しても、これは当然費用がかかるということですが、要は需要が伸びれば一番よいというのは当然のことです。この砂糖の効用のPR、普及、啓蒙がより一層重要であるというふうに考えます。したがって、目に見える形での啓蒙活動をぜひやっていただきたい。

それで、今質問としては、どういうことをこのPR、考えておられるのかということと、15、17年度で、15年度比5%以上ということですので、それは意識が的を得て変われば、1、2というパーセントを超えたところでのリーチができると思いますので、ぜひこれは5%にとらわれず、それ以上のゴールを目指していただきたいと思います。

松本分科会長 それでは、お答えをお願いいたします。

農畜産業振興機構 砂糖の の理解の促進のための業務ですが、これは私ども関係団体、特に糖業協会ですが、これともう一体となって取り組んでおります。

具体的には、砂糖に対しては国民の方々、多くの方々が誤解を持っておられて、糖尿病や太り過ぎに直結するのではないかという点でございます。これは、医学界では、これは糖尿病は全然、カロリーのとりの過ぎとか運動不足、ストレス、遺伝などであって、お砂糖とは関係ないということは、まず医学界の常識でございますし、また、太り過ぎももちろんカロリーと運動量とのアンバラでございます。これが砂糖の、大変多くの方々の持つておられる誤解でございます。

これは、国民の方々だけではなくて、健康指導、栄養指導をされる方々にもそういう誤解があると思っております。私ども、国民の方々のみならず、栄養士さんなども含めて、砂糖がこういった病気の原因ではないと。それから、砂糖というのは炭水化物の一種、だから、お米、ムギ、ソバと同じような炭水化物の一種であって、今、国民に望ましいカロリーの摂取バランスは炭水化物6割と言われているので、炭水化物の消費の割合が減少傾向にあって、脂肪がやや多すぎるといって段階になっておりますが、炭水化物の一種であって、10グラム当たりで発生するカロリーは4キロカロリーでございますので、おそば、米、もう10グラム当たりではお砂糖と同じように4キロカロリーしか発生しないというような、砂糖に対する正しい知識を提供するために、糖業協会に毎年、今約7億円の交付金を交付いたしておりますし、私どもも独自

の業務として、砂糖の正しい知識の普及、啓発のために、糖業協会とは役割を分担しながら実施いたしております、これは、国民が豊かで楽しい食生活を送っていただくためにも、砂糖に対する無用の誤解というのは払拭することが急務であると思っております、そういう事業に取り組ませていただいております。

松本分科会長 はい。どうぞ、継続してください。

農畜産業振興機構 なお、砂糖、それから、もう1つは虫歯ということを言われませけれども、虫歯も食べた後によく歯を磨くことが、逆で、今糖尿病、太り過ぎ、それから虫歯でございますけれども、砂糖の消費量というのは、昭和30年代に比べて今は3分の2ぐらいになっておりますけれども、日本人は太り過ぎ、糖尿病、あるいは虫歯の数は多くなっております。これは、食生活の乱れが原因であるとされておまして、私ども畜産物、砂糖などの食品を預かる者として、正しい食生活のための普及、啓発事業というのは大変重要であると考えております。そういった点にも力を入れたいと考えております。

先ほど学校給食にも、5ページでございますが、業務があり、また、これらについても今日、先月も、中央教育審議会だから文科省の関係の機関でございますが、正しい食生活に対する知識というのは、家庭教育だけに任せられない、学校でも正しい食生活に対する啓発をする必要があるので、栄養教諭というような制度を設けるといようなご提言もされておまして、私どもも、文科省などとも連携して学校給食なども含めて、正しい食生活のあり方についても取り組んでまいりたいと思っております。

松本分科会長 ありがとうございます。

どうぞ。

間委員 2つほど教えてもらいたいのですけれども、1つは、中期計画の4ページに、費用対効果分析ということで、3年後の目標として90%以上というのがあるのですが、確かに高い方がいいぞとわかっているのですが、現実は何のくらいなのかなというのをちょっとお聞きしたいというのが1つと、もう1つ教えてもらいたいのですが、19ページに、総計、収支計画の中で損失が230億とあります。

これを4.5年で割り算すると、約〇億円の損失ということで、普通の民間ベースで考えると、どこかに書いてあるのかわかりませんが、それだけの損失があるのだったら、どこかで交付金を持ってこなければいけないのではないですかという感覚になったのですけれども、よかったですら教えてください。

松本分科会長 以上、2点。

農畜産業振興機構 まず、第1点でございますが、90%でございますが、これは私ども12年度からこの方式を始めました。私ども、既に現在の補助を進行している、あるいは既に実施された補助事業についても、費用対効果はほとんど1以上になっていると期待いたしておりますが、これがどの程度かというのはちょっと私ども、実際にこれを算式で計算しておりませんのではつきりいたしません、90%という気持ちは、ほとんど100%に近いと。

ただ、不可抗力的に、何らかの、例えば農業の事情が変わって原料が入らなくなったとかいうようなこととか、非常に、施設整備をされる場合に比較的、今は日進月歩で畜産の技術も進歩しておりまして、やはり世界でも欧米などを見て最新鋭の技術を導入したいわけですが、当然のことながら、コストとか安全管理のことを考えると。

それで、ではそっちの、余り新鋭なものを入れすぎてしまって、効率が上がらなくなって改修、修繕に苦労しているというようなケースもあるかなと思ひまして100%にしなかったのですが、気持ちとしては100%でなければならぬと思っております。

それから、さっきの収支でございますが、これは砂糖の関係で欠損がこの収支計画で生じております。これは全体を通して、砂糖はなぜそういうことが生じるかといいますと、サトウキビとそれからテンサイ、北海道のサトウダイコンが日本の国内の3割を賄っている原料でございますが、これが大体、サトウキビもテンサイも、暮れの11月から3月ごろまでが収穫期で、3月ごろまでに全部支払いを、全額、当年度の支払いを済ます必要がございます。

ところが、砂糖の調整金というのは12カ月、砂糖年度というのは10月から始まりまして、9月まで入ってきます。だから、3月から9月までに入る分を先取りして、3月までに、半年分を全部払う必要がございます。そこで、これだけの欠損が生じておりまして、私どもの収支の計画で、基本的にはそれぞれ単年度、これは作物の生育期間と支払いとのタイムラグでございますが、調整金というのは輸入の砂糖を毎年、12カ月同じように入ってきます、それから調整しておるわけですが、作物の生育時期とのラグでございます、基本的には長期の借入れはございませんで、26ページで短期借入金の限度額とございます。今の中期計画の26ページでございます。

この2にございます国内産糖価格調整事業の支払資金の一時不足402億とございますが、1も若干のラグがあることを想定しているのでございますが、3期に402億、これはショートする可能性がございますので、その分でございます。会計年度と砂糖の年度との食い違いがあると。

松本分科会長 よろしゅうございますか。

そのほか、よろしゅうございますか。

ただいまいろいろなお質問、それに対する答えというのがございましたが、今後、この内容につきましての処理について説明をさせていただいております。

本日、事務局から示された中期目標、それから中期計画、それから業務方法書は、実は財務省との事前調整をまだ終了していない段階でございます。

したがって、資料6に、今後の予定が示されていると思いますが、中期目標、中期計画、業務方法書につきましては、事務局の案が固まった段階で、皆様に郵送でもって資料を配布いたします。その資料をご検討いただきまして、再度お諮りしたいと、こういうふうに考えております。よろしくご了承、お願いいたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

次は、農業者年金基金の中の中期目標につきまして、まず中期目標について農林水産省からご説明をお願いいたします。

経営局経営政策課長 経営局経営政策課長の今井でございます。

それでは、資料の3 - 1をお開き願いたいと思います。

時間の関係もありますので、変更のあった点、ポイントのみを説明させていただきますが、1ページの第2の業務運営の効率化に関する事項の1番目の運営経費の抑制についてでございます。ここは、最後まで調整が残っていた点でございますけれども、農業者年金基金につきましては、人件費を含めまして、一般管理費につきまして、中期目標の期間中に、平成14年度対比で13%抑制するというにいたしました。

これとの関係で、第2の3のところに組織運営の合理化という項目がございますけれども、括弧書き、経費抑制とも直接関係するわけですけれども、ここにおきましては、組織の見直し、常勤職員の配置に関する具体的な事項、これを定めて計画的に推進するというを中期目標の中に書きまして、具体的な目標数値につきましては、中期計画の中で明記するという取り扱いにしております。表現ぶり等については、基本的に前回、前々回ご説明したものと変えてございません。

あと、1ページの下第3の提供するサービスや業務の質の向上に関する事項につきましてですけれども、その2の手続きの迅速化につきまして、これにつきましては、次の2ページ目になりますけれども、前回もご説明いたしましたように、各申し出等ごとの具体的な処理期間を定めまして、また、その処理状況について、毎年度どういう実績だったかということ公表していくということ。

3の年金資金の安全かつ効率的な運用に関しましては、年金資産の構成についての妥当性の検証というのを毎年度1回以上行うということを中期目標の中には書きまして、具体的なやり方につきましては、基本計画の中でその細目を明らかにしていくようにするというので、この点の取り扱いにつきましても、前回、前々回ご説明した点と特段変えてはございませんけれども、中期目標の基本的なポイントになるべき点は以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

松本分科会長 ありがとうございます。

続きまして、中期計画及び業務方法書につきまして、農業者年金基金の理事長となるべき者に指名されております西藤理事長から、ご説明をお願いいたします。

農業者年金基金 農業者年金基金の西藤でございます。

資料3-2、3-3に則して説明をさせていただきます。

まず、資料3-2でございますが、今ほど農林水産省今井課長の方からご説明いただきましたが、目標の中で、まず経費の抑制ということで、13%を期間中に縮減すると。人件費を含んでおりますので、一般管理費全体の94%を対象にして、その13%を縮減ということでございます。

具体的には、1ページ目の2、3、4ということになりますが、先ほど日和佐委員からコスト意識の問題についてご質問がございました。私ども農業者年金基金、後でもご説明いたしますが、80名余の職員と、業務委託先等を多数抱えている状況でございますが、今回、中期目標、中期計画を定めれば、それを関係者に周知徹底していくということを通じて、計画の実践ということに努めていきたいというふうに思っております。

具体的なコスト縮減関連で、業務運営の効率化のところ、基本的に前回8月11日にご説明した状況と同じでございますが、様式の簡素化なり、あるいはインターネット活用による業務の効率化、あるいは実務者マニュアルの見直しを通じまして、業務の円滑化等を図っていきたいというふうに思っております。

ちなみに私ども年金基金自体は、基本的に東京でございまして、全国にいる農業者との関係、保険者との関係では、市町村の農業委員会 3,100余、それと単位農協 900余で業務委託をお願いしているという状況でございます。

組織運営の合理化のところ、これも先ほど目標の中でございました。私ども現在、1室3部のもとで9課体制でございますが、1課削減するというのと、今後のコスト体系とも、コスト整備とも、コスト縮減とも関連してまいります。電算システムの開発整備の担当課の充実

を図ると。

具体的な職員数につきましては、3の組織運営の合理化の(2)でございますけれども、実は私ども、年金の新体制が始まったのは平成14年、昨年1月からでございますが、その当時95名でございました。それを、平成14年には92、本年当初は90人ということですが、この10月からの新体制、独法化に伴いまして、さらに3名縮減して87、それを計画期間中にさらに5名縮減し、82名ということで計画的に対応していきたいというふうに思っております。

4の業務運営能力の向上ということで、研修等でございますが、私ども職員に対する研修、今まで年1回という形で実施してはおりますが、初任研修を充実するとともに、特に年金資産の運用というところで非常に専門性が求められる状況でございます。そういう専門研修を充実したいと、当基金の職員としてはそういうふうに思っておりますし、業務受託機関との関係につきましては、十分な情報提供とあわせて研修、これも1ページから2ページでございますが、都道府県段階、市町村段階で実施することによって図っていきたいというふうに思っております。

2ページ目の5の評価・点検の実施ですが、1つは、(1)にあります運営評議会を年2回、それぞれ開催しまして、業務運営に対して反映させていきたいということが1つでございますし、(2)にありますように、市町村段階等の業務受託機関における事務処理考査指導ということで、14年度、14道府県で実施いたしておりますが、これを毎年度22以上の道府県に拡充しまして、2年に一度は考査できる、そういうことを通じて考査の充実を図ってきたいというふうに思っております。

第2の国民へのサービスということで、1の(2)の申出書等の迅速な処理ということで、前回もご論議いただいたわけでございますが、私ども年金業務、月単位で業務処理を行ってありまして、本計画期間中は、そこにありますように60日というのは要は2カ月処理、どうしても最長2カ月かかるということございまして、これを目標にしながら、かつ実績を常に公表して検証していきたいというふうに思っております。

3ページが、年金資金の安全かつ効率的な運用でございます。これは、年金が積立方式に移行した新制度のもとでは、運用は非常に重要な要素を持つものでございます。そういう点で、資金運用に関する委員会を年4回開催して、運用状況の評価を行うと。

また、年金資金の運用の構成割合につきましても、資金運用委員会において毎年度検証していただく。

それとあわせて、関係者に、(4)でございますが、本年度も既に実施させていただいており

ますけれども、年度末の状況は各加入者に個別通知するとともに、四半期ごとの状況について、ホームページを通じて情報を開示していくと。

あわせて、3の制度の普及推進ということでは、ホームページ、私ども開設して日は新しいのですが、関係者、特定の関係者ということになることとさせていただきますけれども、情報を開示し、先ほどの運用成績を含めて、その内容の充実を図っていきたいというふうに思っております。

財務内容の改善に関する事項、これは、私ども貸付金債権がございますが、これについて適切な管理・回収を行っていきたいというふうに思っております。

予算は後ほどご説明しますが、別紙のとおりでございますが、第5の短期借入金の限度額、あるいは4ページにあります剰余金その他につきましては前回どおりでございます。

5ページに入っていただきますと、予算でございます。5ページ以降に、予算、収支計画、資金計画でございますが、これは計画期間中の総額でございます。ページ5から15までが予算でございます。

基金の経理勘定、先ほどの徳江委員のご質問とも関連いたしておりますが、ちょっとめくっていただきますと、5ページは総括、表の右上に総括という形で書いておりますが、予算の総括でございます。

7ページが特例付加年金勘定ということで、これは新年金の保険料に対する補助金、及びその運用益等に関する経理でございます。

9ページをお開け願いますと、9ページの右上に、農業者老齢年金等勘定は、新年金の被保険者からの保険料及びその運用益の経理を整理した勘定でございます。これが、2つ目の勘定でございます。

11ページが、旧年金勘定でございます。まさに旧年金の給付費等の経理を整理した勘定でございます。

14ページが4つ目の勘定でございます。農地売買貸借等勘定は、農地の取得に必要な資金の貸付等の経理を整理したものでございます。

以上の4勘定区分で整理をいたしております。

5ページに戻っていただきまして、以上4勘定でございますけれども、これを合算したものが総括でございますので、本日はこの総括で説明をさせていただきたいというふうに思います。

5ページの収入のところでございますが、運営交付金、国庫補助金、国庫負担金、及び政府補給金は国庫からの収入でございます。

国庫補助金は、新年金の保険料に対する補助でございます。担い手に対して、政策的に保険料の一部を、保険料を負担するということでの補助でございます。

国庫負担金は、旧年金の給付に充てる国庫からの負担金でございます。この国庫負担金で不足する分につきましては、農林水産大臣の要請に基づきまして借入を行って給付に充てております。いわば平準化するということで、こういう状況になっております。なお、この借入金の償還につきましては、利子を含め、国庫が負担することとなっております。

保険料収入については、大部分が新年金に係る保険料でございます。

その他、運用収入、貸付金利息、農地売渡代金等収入、諸収入がございまして、計画期間中の総額、そこにありますように 9,898億円余ということでございます。

次に、下段の方の支出でございますが、新年金の給付費であります農業者年金事業給付費、旧年金の給付費であります旧年金等給付費等の業務経費として、期間中に 8,352億円余を計上いたしております。

このほか、借入償還金、一般管理費及び人件費でございまして、総額で 8,972億円余を計上いたしております。

なお、一般管理費、人件費につきましては、中期目標に従いまして業務の効率化を進め、目標の期間中に、14年比で13%抑制をするということになっております。

なお、収入と支出に差がございまして、926億円程度になるかと思いますが、これはまさに新年金の給付財源として運用していくものに該当するものでございます。

次に、16ページでございます。恐縮でございます、急いであれでございますが、16ページからは収支計画でございます。これも、4勘定ごとに整理してございます。今ほどご説明させていただきました予算を前提に、作成をいたしております。

また、22ページ以降は資金計画になっております。これも、予算を前提にして勘定ごとに整理をさせていただいております。

はしょってあれですが、中期計画、前回のご指摘を踏まえながら整理をいたした状況でございます。

資料の3 - 3が業務方法書でございます。

目次をごらんいただきますと、目次にありますように、新年金事業、旧年金事業、農地等の買入れ及び貸付に関する規程、その他、冒頭にも申し上げましたが、市町村農業委員会及び単位農協に業務委託をいたしております。その基準等を定めておりますが、これは8月11日と同様でございますので、今回は説明を省略させていただきたいと思っております。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの農業者年金基金の中期目標、中期計画、業務方法書について、ご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。どうぞ。

ございませんか。

ないようでしたら、今後の処理でございます。事務局から示されました中期目標、中期計画、業務方法書は、財務省との事前調整がまだ完了しておりません。したがって、農畜産業振興機構と同様に、事務局の案が定まりました、固まりました段階で、先生方に郵送でもってお諮りしたいと考えております。どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。次の議題は、農林漁業信用基金の中期目標等についてでございます。

まず、中期目標につきまして、農林水産省から説明をお願いいたします。

経営局金融調整課長 経営局金融調整課長の平尾でございます。

資料4 - 1をごらんいただきたいと思います。農林漁業信用基金の中期目標でございます。

1枚めくっていただきまして、1ページでございます。前回と基本的には同じでございますけれども、前回まだ未調整のところがございますので、今回はそれを中心にご説明をさせていただきますと思います。

第1は目標の期間でございますが、同じでございます。

それから、第2の業務運営の効率化に関する事項のところ、一部変わっております。その中の2の経費支出の抑制の欄でございます。一般管理費について人件費を除いて、中期目標の期間中に26%以上抑制するという目標を設定したということでございます。

それから、2ページでございます。真ん中のあたりに第3というのがございますけれども、国民に対して提供するサービス、その他の業務の質の向上に関する事項でございます。この中で、1のところでございますが、事務処理の迅速化という項目を入れております。その中において、事務処理の迅速化のために、計画の中で標準処理期間を設けていただくことになっております。その標準処理期間中に、案件を8割以上処理していただくということを、目標として設定しているわけでございます。第3のところは以上でございます。

次の3ページでございます。第4の財務内容の改善に関する事項でございます。この中に、1ということで、業務収支の均衡という目標を設定しているわけでございます。この収支の均衡の具体的な内容としまして、でございますが、保証契約、あるいは保険契約を締結する案

件について、一定の目標を設定しております。

まず、保証の契約の当事者になります林業信用保証業務でございます。これにつきましては、代位弁済率を2.98%以下にするということでございます。

それから、基金協会が代位弁済をした場合に、それを保険事故としまして、保険金を支払うということで保険を引き受けるわけでございますけれども、その事故率を、農業・漁業について設定しております。

その下のところでございますけれども、農業につきましては事故率を0.13%以下、漁業につきましては事故率を1.15%以下に設定するというところでございます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、中期計画、それから業務方法書、及び長期借入金につきまして、農林漁業信用基金の小畑理事からご説明をお願いいたします。

農林漁業信用基金 農林漁業信用基金の小畑でございます。

では、今示されました事項についてご説明をさせていただきます。

まず、資料2が中期計画でございまして、今の国の方で定められた中期目標に沿って、基金としてとるべき計画を定めております。これについて、ポイントだけご説明をさせていただきます。まず業務運営の効率化ということで、4部門別々になっております農業、林業、漁業、その後、農業共済ですけれども、これが統合されたのですが、事務所は4カ所そのまま15年ほどやってまいりました。

しかし、独立行政法人になりますと、運営の効率化その他、役員の削減等がありまして、これではとてもやっていけないということで、来年の12月、場所が空く関係があって、ちょっと時間はかかるのですけれども、来年の12月までには、本部がある農業のビルに統合が大体できる状況になっております。

経費の支出の抑制、内部監査の充実、それぞれ進めていきたいと思っております。

評価・点検につきましても、政府系金融機関の評価の検討などを踏まえて、今、もう2年ほどになりますか、監査法人の方にも入っていただいて、金融ということになりますともうそれなりのルールがあるわけですから、一般のルールにも耐えられるように検討しております。

1枚めくっていただきますと、事務処理の迅速化ということで、それぞれ、わずかと言われればわずかなのですけれども、できるだけ事務処理を短縮するように進めていきたいと思っております。

3 ページに入りまして、保証料率・保険料率。これまで、この保険料率は国の法令で決めてきたわけですが、今後は基金の、後ほどご説明します業務方法書で決まっていくことになるわけでありまして、その算定の仕組みなり、ルール化について書いております。

また、3 の ですけども、林業の保証につきましては赤字が続いておりますので、この保証料率の改定を10月1日からしたいと思っております。

農業と漁業は、いわゆる県の基金協会が引き受けたものを保険しているわけで、ある意味では均一的に上がってくるのですけれども、林業の場合は、個人を相手に、1人1人相対で保証をしております。そういうことで、やはり最近の情勢を踏まえまして、その1人1人のリスクの度合いを見た料率というものも取り入れていく必要があるということで、利用者ごとのリスクに応じた料率を10月から設定をしたいというふうに思っております。

また、ここには書いてありませんけれども、サービサーを活用して回収も促進をするというようなこともしたいと思っております。

4 に書いてあります研修で、基金の相談機能を強化する。前回お話が出たかと思いますが、基金の職員を、2人ほどですけども、中小企業大学校に派遣しまして、診断士の資格も取らせております。そんなことで、相手方の企業の診断といいますか、相手方の相談に乗りながら適切な保証がやっていけるように、あるいは相手方の企業の成長に役立つように、そういうことでやっていきたいと思っております。

予算、収支計画は別紙で、後ほどご説明いたします。

第4の短期借入金の限度額。基金の場合の短期借入金は2つございまして、農業災害保証と漁業災害補償というのをやっております。

それで、例えば冷害で今年も米がとれないとかということがあるわけですが、10年ほど前にも大冷害があって、大変な共済金が支払われたというようなことがあったと思います。そういうときに、私どもの基金から県の共済組合にお金を貸しまして、それで、農家の方に迅速に保険金、共済金が払えるようにというような貸出をしているわけです。

それが、この前の大冷害みたいなことになると、基金の手持ちの金ではやっていけないということになると、借入金をして、それをなるべく早く農家の手に渡るようにというふうにしておりまして、そういうための費用として2,975億円、これですと、平成5年並みの冷害が、この4年半の期間続いても大丈夫な額ということで、目いっぱいなのですけれども、一応そういうふうにして、これを設定させていただいております。

1枚めくって、財産の譲渡。事務所を統合いたしますと、農業共済会館にあります事務所、

これは持ちビルですので、これが譲渡できるかなというようなことを書いております。

それから、第8、人事に関する計画、人員の削減も図れということでありますので、(2)の、下の方になるかと思いますが、職員130人を123名に、この10月1日の設立時で3名減らすことになっておりますので、合わせてこの期間に10名の減をしたいというふうに思っております。

それから、先ほどの予算の関係が別紙ということで横向きにつけております。農業・林業・漁業・農業共済・漁業共済のそれぞれを足し合わせた4年半の数字であります。

予算として、いわゆる資金収支で見ますと、1兆191億4,433万円ですか、大きな額になっておりますけれども、この主なものは、先ほどのような貸付金が一応予定で全部ここへ入ってしまっていますから、そういうことで目いっぱい貸付金が支出の方に入っており、その償還が収入の方に入っている。あるいは、そのほかの部門でも、県の協会に対して保証した支払いができるようにという貸付をしておるわけですが、そういう貸付金の出入りがありますので、ちょっと大きな数字になっておりますが、予算の収入・支出で約1兆余の予算になっております。

次のページの収支計画で、これが、そういう貸付金の出入りが、この場合抜けてしまいますから、規模として約1,760億になっております。これも、まだ大きな数字がありまして、ちょうどそれぞれ上下の表の真ん中辺に、引当金の戻入と繰入というのがあります。引当金の出入りで約1,000億ありますので、それを除きますと、いわゆる保証料、保険金の収入、あるいはそれに関する支払いは、あるいは人件費、事務管理費を含めまして約600億円強の規模の予算になっております。

3番目は資金計画であります。ちょっとはしよります。

資料の3と4が業務方法書であります。

なぜ基金は2つに分けたかといいますと、業務により監督する役所が分かれておりまして、農林水産大臣、財務大臣というお二人の認可を受けるのが最初の資料3の方であります。それから、資料4の方は農林水産大臣だけありますので、そういう関係で、これは2つに分かれております。

具体的な業務の内容は、それぞれの法律でほとんど決まっておりますので、先ほど言いました保証・保険料率のようなものがここで初めて決まってくるということになります。4ページ以下にそれぞれ資金の種類、あるいは期間に応じた保険の、農業・漁業の料率等が書いてあります。

それから、林業につきましては、ちょっと戻ってしまいますが、2ページの9条ですか、保

証料率が書いてございます。いわゆる政策的な資金については年0.72%以内、それ以外の一般的な資金は1.13%以内ということで、ここだけちょっと、以内ということで、詳しく書いてありませんのは、先ほど申しましたように、それぞれの相手方によって、これを今3段階ほどに分けて料率を決めようとしております。それは、いずれかの段階で、これは国民といいますか利用者にはっきりさせなければなりませんので、どこかではきちんと示しますが、とりあえずこの業務方法書の段階ではこういう書き方にさせていただいているということでもあります。

農業災害関係、漁業災害関係の業務方法書については、それぞれこれも各種借受なり、相手方なりが書いてございます。

もう1点、林業につきまして特別なのがございます。資料4 - 5 というものであります。これは、表紙にあります長期借入金ということになっておりまして、ちょっとそのまま資料をひっくり返していただきますと、一番最後に条文が載っておるかと思えます。

信用基金は、主務大臣の認可を受けて長期借入をすることができる。主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ評価委員会のご意見を聞かなければならないということになっておりまして、長期借入金については、毎年このような形で大臣の認可を受ける、大臣が認可するときには評価委員会のご意見を聞くということになっておりますので、それをご説明させていただきます。

その後ろを向けたまま1枚めくっていただきますと、下に図があるかと思えます。ちょっと初めての方はわからない仕組みかと思えますので、ご説明させていただきます。下の仕組み図というところで、真ん中に農林漁業金融公庫というのがあります。2つあるのですが、下の方に造林資金というのがありまして、いわゆる造林をする人に農林漁業金融公庫が資金を貸しております。これは35年か40年か、とにかく超長期かつ低利で貸しております。

しかし、今の日本の林業事情では、この利子でも高すぎるということで、上の森林整備活性化資金という無利子の資金をあわせ貸しすれば、いわゆる半分貸せば利子も半分になるわけですから、これで林業者に、さらに安い造林の資金が提供できるだろうという仕組みで、この資金ができたわけでありまして。

その資金を、公庫は金融機関ですから通常の金利を取らなければいけないと、そこは無利子で貸せない。ではどうするのだということで、私どもの基金がその資金を無利子で公庫に寄託をして、それを林業者に貸すという仕組みを採ったわけでありまして。

その財源として、従来は政府から出資金をいただいております。毎年出資金をもらって、それをそのまま無利子で公庫に寄託しております。基金としては何も儲からないのですけれど

も、こういう形でお役に立っていたわけですが、この国からの出資はもうできないということで、借入をしてやってくれと。そのかわり、利子は補給するということになりましたので、この資金を長期借入したいということでもあります。この利子は国の方で見ていただけるということになっております。

そういうことで、この15年の下期、これは毎年のお話ですから、15年の下期に、ここの資料にありますように19億 9,600万円の借入をさせていただきたいと思っております。

これは、35年・40年という資金ですけれども、一般の金融機関はとて貸してくれません。4年で一応回そうかという、今話をしておりまして、一応4年の資金で基金としては借りることになるかと思っております。そういうことで、参考1にあります、19年度に償還という予定にさせてもらっているわけでもあります。

ちょっとはしよった説明でございますが、以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの農林漁業信用基金の中期目標、中期計画、業務方法書について、ご意見、ご質問、ございませんでしょうか。

どうぞ。

岡専門委員 中期目標のところ、前回は空白になっておりましたけれども、業務収支の均衡の保証率ですね、例えば代位弁済率を2.98%以下とし云々とありますけれども、特に林業部門、あるいは屋外産業というのもあわせて考えますと、この2.98%というのは、これまでの経緯を見ていてもかなりハイレベルのものだと思うのです。

その大小はともかくとして、算出根拠とでもいいですか、こういうものに示された根拠をもしお伺いできればと思います。

松本分科会長 わかりました。それでは、お答えをお願いします。

経営局金融調整課長 それでは、まず、林業信用保証業務の代位弁済率の2.98%でございます。これは、今ご指摘のございましたように、林業についてはなかなか厳しい状況でございます。それで、近年の代位弁済の状況を見ましても相当上がってきております。また、先ほど基金の方から説明がありましたように、収支も悪化しているという状況でございます。

それで、今回この2.98%につきましては、直近5カ年の代位弁済の状況を見ると、最近は上昇してきている状況にあり、そのピークの水準でございまして、これより今後は上がらないということを目指して、2.98%を設定しているわけでございます。

それから、次の下の方の農業信用保険業務の事故率0.13%でございます。これは、農業につ

きましては累計の収支は黒字でございます。これも、最近の5カ年をとりまして、それからさらに事故率を低く設定するというので、1割程度低く設定をしております。

ちなみに、最近の5カ年分の事故率が把握できる直近10年間でございますが、これが0.144%でございます。それを1割低く設定しているということでございます。

それから、漁業のところでございます。漁業のところは、これもなかなか厳しい状況でございますけれども、近年少しずつ回復傾向にございます。そういう意味では、近年の5カ年の動きを見まして、1.15%以下ということで、今後さらに収支を改善していくということで設定しているわけでございます。

松本分科会長 よろしゅうございますか。

岡専門委員 はい、ありがとうございます。

松本分科会長 そのほか、どうぞ。徳江委員、どうぞ。

徳江委員 中期計画の1ページ目の情報処理システムの効率的な開発のところですけども、この基金の業務は債権の管理というようなかなか重要な業務だと思いますので、この辺に、情報処理のシステム等というのでしょうか、これから拡張しようということでしょうけれども、かなりコストがかかるだろうと思いますので、現行のシステムの改良なのか、あるいは新しいシステムの導入なのか、いずれにせよやはりかなりの投資が必要だし、その辺の今度はリターンですかね、その辺も見なければいけないと思いますので、一応この抑制的、システムの運用経費については抑制するとありますけれども、この辺の数値目標等は設定をされますか。その点ちょっとお尋ねします。

松本分科会長 では、よろしくどうぞ。

農林漁業信用基金 ここで、情報処理システムと言っておりますのは、いろいろなものを今、考えております。

先ほどお話しした会計システムは、それぞれ4部門を統合したものを今度はやっていかなければいかんということですけども、これにつきましては、今、2部門、農業・漁業は同一のシステムでやっているが、林業は別のシステムでやっているという状況ですので、これは農業・漁業にあわせた形で、事務局がいずれ統合されれば、そのほかのところも一緒にやっていくようなやり方をしていかなければいかんと思っています。

それから、もう1つは、業務の方なのでですけども、農業・漁業につきましては、県の協会との間のシステムをどうやってつくっていくかと。結局、県の協会で引き受けたものが上がってくるわけですし、そちらで支払ったものをまた保険としてこっちへ払っていくわけですから、

その間のつなぎ方をどうしてやっていくのかなということでした、これについては、ある意味ではほとんど新規のシステムをつくっているわけでありませう。

それから、林業につきましては、対象者は個人でございますので、個人のそれぞれの膨大なデータを自分のところのデータの中に取り入れていくというシステム、特にこれから資産評価をしていく、先ほどのように保証料率が変わってくる、それから引当金の率が、相手方によって変わってきますから、相手方の資産の状況が評価できるようなもとを全部コンピューターに入れていかないと、こっちももうやっていけない状況になっております。

これも、そういう意味では、ある意味では本当に新規で今取り組んでいるということですので、おっしゃるように膨大な金がかかりますが、本当は、率直に言えばもっと早くやっていたらいいな。ただ、それが、やはり金がどうしてもないと、予算を削られたり、毎年1割ずつ減らせとかということで、どうしてもこういう金が出てこないの、ある意味では遅れ遅れになってきたシステムを、この際人もまたこれから減らしていけということでありますから、やっていかないかなということでも取り組もうということなんです。

ただし、予算としては、先ほどのように全体としては縮小される中でそれをやっていくわけでありませうので、具体的にこの経費自身をどういうふうに抑制するかということは、目標的には考えてはないのですけれども、全体に、先ほど26%ですか、縮小される中で、この経費をむしろ何とか編み出したいなというのが、それから万一剰余が出れば、そんなのに回したいなというのが率直の気持ちでして、それを具体的に、おっしゃるような目標でどうしようかというのは実際のところは考えていないというのが率直なところなんです。

松本分科会長 どうぞ。

徳江委員 そうしますと、このシステム開発、従来の業務の拡張、そして新しいシステムを導入とございますが、一応中期計画のこの5年間で工程表というのを作成されていくかという、その辺ですね。

農林漁業信用基金 そうです。

徳江委員 はい。ありがとうございました。

松本分科会長 そのほか、どうぞ。小林委員、どうぞ。

小林委員 ほかの法人にも関係する点なのですけれども、1つは、最初の予算の削減についてなのですが、これは私が聞き漏らしたのかもしれませんが、組織によっては一般管理費のうち人件費を除くという部分と、人件費を入れているという形でそれぞれ違ふと。この辺はどういう判断でそれぞれそうなっているのかということと、26%、13%という数字、これはどんな

ふうな形で出ているのかなということ。

それと、それとかかわりますけれども、人員に関する指標ということで、ほとんどが常勤職員数の削減という形で、かなり厳しいと言いましょか、削減計画を立てていらっしゃるわけですが、これはどんな形で常勤職員を削減されるかということで、例えば非常勤職員なりで対応するとか、あるいは外部化、委託というようなことも当然あるわけだと思うのですが、そういう派遣社員をかなり入れていくということになると、人件費というよりもそれは委託業務費というような形になるのでしょうか。

その辺の、人員の削減計画というものをどんなふうな形でごらんになるのか。場合によっては、頭数は余り変わらないけれども、ある意味では、働く者から言うと条件が悪くなった方がたくさんいるというようなことになるやもしれないということで、その辺についてちょっとお考えをお聞かせいただきたいということでございます。

松本分科会長 今の2点、人件費の件、それから人員削減の件、これについて、担当、お願いします。

経営局金融調整課長 まず、経費支出の抑制の26%でございます。これは行革大臣ご発言を受けまして、一、二割の抑制という目標が設定されているわけでございます。

それで、それを受けて、私どもの基金につきましては、人的な要素が極めてコアの部分になっておりますので、人件費を除いた業務経費について削減するというところで、26%という目標を設定しているわけでございます。一、二割というところを目標にして、期間的には4年半でございますから、一般管理費をカットするというところで、期間の長さで26%という計算をしております。

以上でございます。

松本分科会長 どうぞ。

生産局総務課長 ちょっと補足、全体の方から説明させていただきたいと思いますが、行革の特殊法人の改革本部の方から、やはり一般管理費を一、二割削減してほしいと、こういう話がありました。

それで、これは各省大体共通の取り組みになるのですけれども、これは目標自体が法人によって、平成18年までにつくるものとか、平成19年までとか、これはずれております。基本が、平成18年までの基本的目標につきましては、3.5年、これからでございますが、その3.5年の法人について、人件費込みで約10%削減、人件費を含まない場合には20%削減と、こういうことにしまして、それをまた期間で延ばすということでございますので、4.5年の目標を持ってい

るところについては、人件費込みで13%、人件費を含まない場合には26%というふうな数字になっております。

あと、既存独法に統合されるものにつきましては、あと 2.5年ということでございますので、これについても同じような、多少数字が違うところがありますが、基本的には同じような考え方で整理をしているとことでございます。

農林漁業信用基金 いいですか、人員の話を。

松本分科会長 どうぞ。

農林漁業信用基金 それでは、人員の話なのですけれども、基金として10人というのを計画にして書いたということでご説明をさせていただきますが、現実には、先ほどからご説明をしておりますように、業務自身は、独法化前と後で全然変わっておりません。同じだけの業務をこなしていかなければならない。

さらに、林業ですと、例の不況対策ということで、さらに上乘せをしているいろ、保証を拡大しろとか、中小企業の援助をしるとかということで業務量が増加をしておりますので、そういう意味では手いっぱいであるというのが実情で、当初に3人削減をするということすら、実際は大変だと思っておったのですけれども、実はこの独法化を契機に、ここからご説明しますと長くなるのですけれども、運営費交付金という形で、一部国の補助を入れていただく。

あるいは、事業の中で、料率を本当は上げてカバーするのが当たり前なのですけれども、単純に利率を上げますと、これは農林漁業者の負担になるわけですから、そこがもし上げきれないと政策的に言うのであれば、その間は補給をしていただくというような、いろいろな国からの助成の仕組みを、この独法化を機に、収支を償わせるために仕組んでいただきました。その際に、この3人を出したわけなのですけれども、実際は手いっぱいにして、職員は目を回しておるわけです。

さらに10人ぐらい、少なくとも今回でもまだ出せよということだったので、実際これをどういうふうにして考えておるかといいますと、この4年半に定年になる者、これ、あるいは現在の欠員の状況、こんなところから、とりあえず減らしていけるのはこのくらいかなということで考えております。

それでは、今の欠員なり定年退職した者を全部埋めないでいくかということ、それでは組織としてもたなくなってしまうので、ある程度若い職員を採用していきたいというのが、また一方であるわけです。もう1つ、調整になるのは、国からの出向職員が、それぞれの部門によって違いますけれども、ある程度おりますので、その出向を例えばやめてもらうとかいうこ

とで、とにかく人数は、この10人という約束は実現をしたいと思っています。

現実にはその分をどうするかということなのですけれども、1つは外部化をせざるを得ないと思っています。特に今考えておりますのは、回収業務を、サービサーというのが最近できておりますので、これの回収をサービサーに委託をしようとしております。これについて、今サービサーと具体的に条件などを詰めております。そんなことで、一部できるところがある。

それから、おっしゃったような形で、やはりある程度派遣職員なり臨時職員でカバーをする。特に事務的なところはそういう形でできるところもあるでしょうから、そこら辺はそういう形で埋めていきたいというふうに思っております。

あと、具体的に、ある意味では実際に減ったときにまたならないと、具体的なそのところをどうするかということ、今の時点ではちょっと言いづらいのですけれども、大体そんなことかなと思っております。

松本分科会長 よろしゅうございますか。どうぞ。

小林委員 ありがとうございます。前段の予算の削減で、人件費を入れるかどうかというのは、各法人がそれぞれ決めるということですか。ちょっとわかりにくいんですね。

松本分科会長 ええ。入れたり入れなかったり。

小林委員 入れなかったりということ。

松本分科会長 そういうことですね。

小林委員 それが、入れた場合はどうなるのかというようなことが。

松本分科会長 どうなるか。はい。それを、では課長の方から。

経営局金融調整課長 これは、やはり法人によって、人の構成によって、人件費を削減対象にできるところ、できないところがいろいろありまして、各法人ごとに、どちらで対応できるかを検討していただいて、整理をしたということでございます。

松本分科会長 法人ごとに対応するということ。

経営局金融調整課長 示された基準に即しましてそれに対応するということでございます。

松本分科会長 はい。よろしゅうございますか。

どうぞ、そのほか。

ございませんでしたら、今後の処理でございますが、農畜産業振興機構、農業者年金基金と同様に、皆様に郵送いたしますのでお諮りしていただきたい、このように考えております。

それでは、4番目の議題に移ります。次は、水資源機構の中期目標等についてでございます。

まず、中期目標について、農林水産省から説明をお願いします。

農村振興局総務課長 農村振興局の総務課長の宮本でございます。

水資源機構の中期目標につきまして、ご説明させていただきます。資料の5 - 1でございます。

水資源機構につきましては、指定七水系と呼ばれます、利根川でありますとか、木曾川、淀川、こういった河川におきまして、ダムや用水路の新築・改築、あるいはその管理を行うことによりまして、農業用水・工業用水・水道水の安定的な供給を図っている組織でございます。

このため、この機構につきましては国土交通省が主管となりまして、それぞれの用水を所管する農林水産省・厚生労働省・経済産業省、合わせまして4省庁の共管となっているところでございます。したがって、中期目標、中期計画につきましても、これら4省庁の関係評価委員会の分科会あるいはプロジェクトチーム等が合同した形で、これまで2回、会議を開催しているところでございます。

本日、資料5 - 1として中期目標をお示ししているところでございますが、前回お示したものと、この合同の会議等での意見を踏まえて一部修正しているものと、前回お示したときは、中期目標、中期計画、余り数字が入っていない部分が多うございましたが、この数字を原則として入れたような形でお示ししているところでございます。

なお、収支予算、あるいはその積立金の用途につきましては、実は現在まだ財務省と調整中でありまして、依然としてこの中に記載されておりません。大変申しわけございませんが、ご容赦いただきたいと思っております。

それから、資料1から、序文、前文と始まっておりますが、このあたりは、今申し上げましたような機構の使命、役割をお伝えしているもので、前回と変わってはございません。

それから、2ページ目に入りまして、2の(3)で、いわゆる業務運営の効率化に関する事項の中の事務的経費の節減、今話題に出ました事務的経費の節減についての数値を記載しているところでございます。水資源機構につきましては、人件費込みの形で13%の節減というのを目標といたしております。

なお、この(3)の1行目に書いてございますように、(人件費の見積り額を含み、公租公課等の固定費を除く)ということで、固定的な経費については、公租公課、借料等については除外しているものでございます。

それから、その下の3番、国民に対して提供するサービスの質の向上等に関する事項でございます。これらの部分につきましては、4省合同の会議の中で、例えばこれからはいわゆる管理、あるいは施設のいわゆる新築から改築が大事になるとか、あるいは水質というものをその

利水者、あるいは、ひいては国民の要望に応えるためには水質の確保というのが重要であるといったようなご意見が出まして、これらを踏まえまして一部修正いたしております。

(1)の計画的で的確な事業の実施につきましては、今申し述べましたような観点から、施設の改築事業という部分につきまして、安定的な水の供給の観点から、計画的かつ機動的な実施に努めるといった文章を入れ込んでいるところでございます。

それから、次のページ、3ページの(2)の的確な施設の管理につきましては、以前はもう少し全体として少ない文章で書いてあったものを、 から といった項目を分けて記載しております。特にその中で、 のあたりでは、安全で良質な水の供給に努める云々の言葉を入れ込んでいます。

それから、4ページに入りまして、5番、その他業務運営に関する重要事項でございますが、この中の一番下の積立金の使途、これがペンディングになっております。これにつきましては、中期計画の書きぶりやら、収支予算、積立金の使途の書きぶりがまだ、先ほど申し上げましたように財務省と未調整でございまして、その書きぶりに応じて、目標の方をむしろ書いていくということにしているところでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

松本分科会長 ありがとうございます。

続きまして、水資源開発公団の中期計画、業務方法書について説明を受けるわけですが、水資源機構の長となるべき者は、国土交通省からまだ指名が行われておりませんので、本日は、水資源開発公団の佐藤企画部長から、中期計画、業務方法書について説明を受けることにいたします。よろしくお願いいたします。

水資源開発公団 資料5-2でございます。中期計画でございます。

あけていただきますと、1ページに序文、前文というのが並んでおります。私どもの新しい水資源機構については、前文の3フレーズ目の中段ごろにございますが、安全で良質な水を安定して安くお届けすると、これを経営理念として掲げさせていただければというふうに考えております。

また、経営方針としては、その次でございますが、公共公益的な役割を、民間企業的な経営感覚を持って効率的かつ自律的に実施すると、この点を経営方針として掲げさせていただいてあります。

また、「なお」以下でございます。私どもの新しい機構が司る仕事、上位計画として国の水資源開発基本計画、あるいは私どもが手がけるダム、用水路、これに関して行政機関が行う政策

の評価、これらがございます。個別事業の事業評価、これらを通じて、私ども中期計画、あるいは個別の事業の実施計画も、柔軟な対応をしていきたいというふうに考えております。

2ページ以降が、具体的中期計画の施策でございます。要点のみを紹介するとともに、前回と変わった点、先ほど総務課長からありましたように、数字は可能な限り入れさせていただきました。ただ、財務省との調整が現在進行形でございます。予算関係については、まことに申しわけございませんが、記載させていただいておりません。

2ページでございますが、業務運営の効率化でございます。大きな1番が、機動的な組織運営、これが大きく3点に分かれております。組織の問題と、新しい人事制度を導入して職員の評価、給与あるいは人員配置の評価を行う。それから、**が**、そうは言っても個々の職員の資質向上、後で申し上げますが相当の人員を削減するということになっておりますので、1人1人の能力を高めるということで、公的資格保有率、現在総人員に対して公的資格が大体1.0の割合でございましたが、これをこの中期期間でちょうど2割増しにしていきたいというふうに考えております。

3ページでございます。次は効率的な業務運営でございます。これも大きく分けて3点、記載させていただいております。

まず、手段として、情報化・電子化による業務改善。業務改善を通じて、人員削減を、あるいは業務の効率化を図っていくということ、ここにございます1)から3)までの3つの施策を講じつつ、職員の削減等に対応していくというふうに考えております。

それから、**で**でございます。組織間の役割分担の見直しと業務の一元化。私ども、3層構造の組織になっております。本社組織と支社局、それと出先の事務所と、3層構造になっております。業務によっては2層にするだとか、こういう改善を行い、業務のより効率化を図ってきたいというふうに考えております。

外部委託は、現在は概ね100%実施しております。

4ページでございます。先ほどございました事務的経費の節減、主務省からのご指示に基づきまして、人件費込みで、最終年度13%の節減というふうに考えております。

大きな2でございます。国民に対するサービス等のとるべき処置でございます。ここが、かなり細かく分かれております。

まず、具体の事業の実施、ダム事業、用水路等事業の的確な事業の実施。

(2)が、的確な施設の管理。先ほど総務課長からご説明がありましたように、私ども、将来的には管理を中心とした組織になっていくという点で、(2)のところを重視させていただ

ております。

特に、5ページでございますが、5)でございます。合同会議でご指摘いただいた点について、5)でございますが、ダム管理についての記載も指示されております。

6ページにまいりますと、工事あるいは管理をする際も、先ほどは一般管理費の話でございましたが、私どもがつくる用水路、あるいはダム等に関して、総合的なコストの縮減を図っていきいたいというふうに考えております。これは、主務省関係もこの5年間で15%、それに準じまして私どももこの5年間で15%程度、総合コスト縮減率を達成したいというふうに考えております。

それから、6ページの(5)が環境保全への配慮、それから、8ページに飛びますと、私どもの仕事が一番試されるのが、洪水だとかあるいは水質事故等の危機的な状態のための備え、それから(8)が、私どものみでは仕事ができないということで関係機関との連携。

それから、9ページでございます。(9)でございます。独法化になるに当たりまして、コスト等の縮減とともに、的確に業務を実施しつつ、説明責任の向上というものを、私ども大きな柱にさせていただいております。

この中でもでございます。財務内容の公開の1)でございます。参与会議でも私どもご指摘いただきましたが、財務諸表の公開とともに、国民へのサービス向上を図るために、事業種別等で整理したセグメント会計情報と、これも積極的に公表していきいたいというふうに考えております。

それから、10ページでございます。(10)が事業関連地域との連携促進でございます。

11ページでございます。(11)は、技術力の維持・向上。私どもの機構でございますが、やはりものをつくる、あるいは管理すると、ベースは確固たる技術力でございます。その技術力の維持・向上と。人員の削減は余儀なくされますが、削減という状況の中で、現在の技術力の維持・向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、12ページでございます。3のところでございます。予算関係です。先ほど来申し上げておりますが、予算、短期借入金の限度額、5の重要な財産の処分等に関する計画はございませんが、6の剰余金の使途、これらについては財務調整中でございますので、こういう記載状況になっております。

13ページでございます。その他業務運営に関する重要事項ということで、(2)でございます。人事に関する計画のうち、定員の削減。14年度期首で1,894名おります。19年度期末で、315人を減らしまして1,579名へと。14年度までの直近5カ年で95名の削減でございますので、今

後の5カ年間で315名という数字、かなり重いものとして私どもは受けとめております。

それから、積立金の使途につきましても、財務調整中でペンディングでございます。

(4)でございます。その他当該中期目標を達成するために必要な事項として、利水者負担金に関する事項。これは私どもの利水者からのお支払い、割賦償還が主でございますが、前払い方式、これの活用を最大限、私どもとしても図ってまいりたいと、希望する利水者、当事者等には基本的に応じていきたいというふうに考えております。

15ページ以降が別表関係でございます。ダム事業等の新設に関する記載が、別表1でございます。ここにございます、滝沢、徳山ダム、完成年度はまだ入れておりません。それから、計画事業でも入っておりません。

16ページが用水路事業。房総導水路と愛知用水二期、これが私ども、この中期計画期間中に完了を予定しておりますが、まだ財務調整が終わっておりません。

17ページは管理。

18ページ以降が、申しわけございませんが、予算関係でございます。

続きまして、資料5-3でございます。業務方法書でございます。業務方法書につきましては、現在、国土交通省の方で、水資源機構の業務運営に関する省令案というものを作成中でございます。その第1条に、業務方法書に記載すべき事項というものを整理されております。それに則りまして業務方法書の案を作成させていただいております。

ごらんいただきますと、目次のところで、1章が総則。2章が、業務の方法に関する事項。3章が、委託に関する基準。4章が、競争入札その他の契約に関する基本的事項。4章が、その他の必要な事項でございます。

2章にまいりますと、業務の方法に関する事項でございます。法人が実施する業務の運営についての基本的なルール、これを記載させていただいております。慣例法規に則った形で記載させていただいております。

2ページで、3章でございます。業務の委託に関する基準。これは、例えば第9条でございます。受託した業務について、業務の全部を一括して、又は委託者の指定した主たる部分を他に委託することができないと、俗に言う丸投げの禁止条項でございます。

第4章、3ページでございます。競争入札、入札関係の契約関係に関する重要事項を記載しております。これにつきましても、国の会計法等に準拠して整理させていただいております。一般競争入札、指名、随意契約、それから落札者の決定等、14条ではWTO関係にも記載がされております。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

水資源機構は、ご承知のとおり関係4省の所管となっております。4省による合同会議も行われているところでございます。

ここで、中期目標等に係る4省合同会議における議論につきまして、プロジェクトチームの小林委員から報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

小林委員 それでは、お手元の資料5-4をごらんください。

8月27日に4省合同会議を、15名の委員中、13名の出席をもちまして開催いたしました。

今、水資源公団はいろいろな、ダムなどで問題を抱えているということもあるのですけれども、総裁から、これまでのサツキマスか人命かというスタンスではなくして、新機構に移行した場合は、サツキマスも人命もというスタンスでやるのだという一種の決意表明も出ましたけれども、議題としましては、中期目標、中期計画、そして積立金の処分、剰余金の使途、あるいは業務方法書、役員に対する報酬等の支給基準等について行いました。

主な意見につきましては、1ページ、2ページのとおりで、さまざまな意見が出ましたけれども、概略簡単に触れさせていただきたいと思います。

1番目としましては、「安全で良質な水」の供給と、「安く」供給するということは、トレードオフの関係で非常に難しいということから、「安全」と「良質」を確保しつつ、できるだけ安く供給できるよう努力されたい。

あるいは、既存施設の適切な管理のためには技術力の維持・向上が重要であり、人員を含めた各種の削減とはまたトレードオフの関係にあって、工夫が必要である。

2ページ目に行きまして、建設中の施設はなるべく早く完成させることは、効果の早期発現やコスト増の回避など、結果として国民のためになる。

あるいは、積立金の発生の主原因が借入と償還の利差であるなら、繰上償還への対応等、利水者に便宜を図る方向での対処があつてしかるべきだと。

水資源機構には、現場状況や利水者の財政状況等の情報を主務省や財政当局に的確に伝えてもらいたいという要望。

あるいは、機構に総合的な水運用についての自由裁量を持たせることも考慮すべきであり、そのためには、効果的な水運用についての調査も考えていくべきだ。

フルプランの審議状況や個別事業の政策評価等の情報については、評価委員会でも前広な情報提供をされたい。基本的には、フルプランの中で決まっているということを機構としてやる

という格好ですので、なかなか自由度がないという意見も大分出されたという内容なのですけれども。

社会資本整備、水資源に関する計画は本来超長期で考えるべきであるため、法律による3～5年という中期計画は、超長期の中の一部ととらえるべきである。

長期的視点からの水資源政策を踏まえ、機構としても長期的な資産の運営計画をつくり、例えばそれを次期の中期計画に盛り込むようにするべき。

今後予定される参与会議や、平成16年度予算編成作業の状況を踏まえて、必要に応じ、中期目標・中期計画の内容を深めていくようにすべきである、といったような意見が出されました。

こういった意見を踏まえて、中期目標・計画については再度調整の上、各委員にもう一度提示されるということになっております。

業務方法書、役員に対する報酬等の支給基準については、特に意見はありませんでした。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの水資源機構の中期目標、中期計画、業務方法書について、ご意見、質問を受けたいと思います。どうぞ。

井上委員、どうぞ。

井上委員 中期計画のところの6ページから7ページにかかるところなのですが、環境保全への配慮という項目があります。これは例えばダムを建設するに当たって、その土地に関連する県で、環境アセスメントが当然行われるわけなのですが、それに関して、かなりコストとしても高額な費用をかけているわけで、そういう情報の共有というのはどのようにお考えになっているのでしょうか。

松本分科会長 それでは、よろしくをお願いします。

水資源開発公団 私どもの仕事が、主に税金と利水者の方々からのコスト、資金になっております。毎年毎年、特に利水者の方々に対して、今年こういうことをやりますという事業説明は実施しようと思っております。

その中で、例えばダムを実施する際に、猛禽類の取り扱いだとか、こういうのは、今年こういうことをやらさせていただきますというものをちゃんと利水者の方々、ひいては事業の実施の中身について、ホームページ等も活用させていただいて広く周知させていきたいというふうに考えております。

井上委員 そのことに関しては理解できましたが、県のレベルとするモニタリングと国のレ

ベルですモニタリングには、どのような違いがあるかということなのですけれども。

水資源開発公団 基本的に、環境アセスメント法に基づいた対応を、事業主体として私どもが実施する。その結果については、当然、県の環境部局も含めてオープンにさせていただく。県が事業主体ではございませんので、私どもの事業については私どもが、基本的にアセスメントを実施する。その際、具体的手法については、学識経験者なり、あるいは県の環境部局等のご指導を得て対応するケースが大部分でございます。

以上でございます。

松本分科会長 当然ながら、その情報は県の方にも当然行くということですが、いかがですか。

井上委員 ありがとうございます。

松本分科会長 そのほか、どうぞ。

ございませんでしたら、今後の処理でございます。ほかの新しい法人と同様に、皆様方に郵送でお諮りしたいと思います。よろしく申し上げます。

続きまして、5つ目の議題でございます。5つ目の議題は、新設の法人に係る今後の手続き、評価基準についてでございます。

事務局より、説明をお願いしたいと思います。

生産局総務課三野補佐 それでは、資料6をごらんください。ここには、本年、10月1日に設立される独立行政法人に係る今後の予定という、横に長い表が、まず表紙の次についているかというふうに思います。

左の欄から順番にご説明いたしますけれども、まず、中期目標につきましては、10月1日の法人設立と同時に、農林水産大臣が各法人に指示することというふうにしております。

法人に指示するに当たりましては、独立行政法人通則法に基づきまして、独立行政法人調査委員会の意見を聞き、財務大臣と協議を経ることになりますけれども、先ほどご説明申し上げたとおり、本日お示しをさせていただきました中期目標案につきましては、まだ作成段階のものということでございますので、今後、案として確定し次第、修正箇所を明示の上で委員の皆様方に郵送をさせていただき、評価委員会としての諮問・答申の手続きをさせていただきたいというふうに思うわけでございます。

それらを経まして、10月1日に各法人に指示をするというのが、中期目標の欄の意味するところでございます。

次に、中期計画でございますけれども、これは、中期目標を農林水産大臣から各法人に指示

をしますけれども、これを受けまして、各法人が作成をいたします。農林水産大臣、主務大臣の認可を受けるものということになるものでございます。

それぞれの法人は10月1日に設立されるのと同時に業務を開始いたしますので、中期計画につきましては、10月1日付で、法人から認可の申請が出される予定となっております。

中期計画は、法人が中期目標期間に、自らが達成すべき目標を規定した、いわば各法人それぞれ自身のマスタープランということになりますので、申請後、速やかに認可されることが必要であるというふうになります。

このため、10月1日付で法人から認可申請される予定の中期計画の案がまとまりますれば、目標と同じでございますけれども、委員の皆様方に郵送をさせていただきまして、内容をご確認いただいた上で、10月1日付で、評価委員会として諮問、それから答申の手続きを行いたいというふうに考えております。

それから、次に、業務方法書になります。これも、中期目標・中期計画を受けて、具体の業務の方法などを規定するものでございますが、これも各法人が作成することになります。各主務大臣の認可を受けることとなりますけれども、これも10月1日付で、各法人から認可申請が出される予定となっております。

こちらにつきましても、法人が行う業務の具体的方法を規定したものでございまして、速やかな認可が必要でありますので、案がまとまった時点で、委員の皆様方に郵送させていただきまして、内容を確認いただいた上で、10月1日付で、評価委員会としての諮問、それから答申の手続きを行いたいというふうに考えております。

それから、次に、長期借入金と償還計画につきましてはですけれども、申請される4法人のうち、農畜産業振興機構と農林漁業信用基金につきましては、長期借入金を行う際に、評価委員会の意見を聞くこと、これは各個別法に規定がございまして、意見を伺うことになっております。

ただし、今回、農畜産業振興機構につきましては、当面長期借入金の予定がございませんので、先ほどもご説明を申し上げたとおり、今回は農林漁業信用基金について、長期借入金及びその償還計画につきましては、評価委員会として意見を述べることとなります。

こちらは、法人から、借入金の額ですとか借入条件等につきまして、大臣に申請がございまして、大臣が評価委員会の意見を聞いて承認をするというものでございますが、農林漁業信用基金におきましては、10月の中旬ごろに借入金が見込まれているということでございまして、これも速やかに調整することが必要になっておりますので、これも、案がまとまった時点で、

皆様方に郵送させていただきます。内容をご確認いただいた上で、10月1日付で、評価委員会としての諮問・答申の手続きを行ってまいりたいというふうに考えております。

それから、これが最後になりますが、今度は評価基準ということになります。これは、各法人ごとに発生するものなのですけれども、13年4月に設立された、いわゆる既存の独立行政法人、農林水産消費技術センターほか5つは、私ども農業分科会の方には所属しているわけですが、それぞれの評価基準に基づきまして、業務実績の評価が行われております。

今回、4つの法人が設立されることになるのですけれども、水資源機構以外の農畜産業振興機構・農業者年金基金・農林漁業信用基金の3法人につきましては、それぞれ法人ごとに評価基準を作成することになります。

評価に係る作業については、農業分科会におきましては、各法人ごとにプロジェクトチーム、これは次のページにプロジェクトチームの委員の先生方の割り振りが記載されておりますけれども、プロジェクトチームにおきまして評価結果を取りまとめ、分科会の場でこの報告をいただきますして決定をするという手続きをとっております。

このため、3法人の評価基準につきましては、実際に評価作業をいただくプロジェクトチームのメンバーでご検討をいただいた上で、そこで取りまとめられた案を全体で審議して決定することとしたいというふうに考えております。

このため、10月中に各法人のプロジェクトチームで評価基準の案を作成をいただきまして、今のところ11月中旬ころを想定しておりますけれども、農業分科会で全体審議をいただき、その後、その審議等を踏まえまして、引き続きプロジェクトチームにおいて検討を行いまして、郵送等により修正された総括事業についてご意見をいただいた上、来年の5月ころかと思えますけれども、農業分科会で正式に評価基準として決定したいというふうに考えております。

本年、先ほどちょっと11月中旬というふうに申し上げたのですけれども、この全体審議につきましては、後で日程等をご説明申し上げるところでございますけれども、実は本年12月に、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」が施行されることに伴いまして、家畜改良センターが中期目標等の変更が必要でございますので、これらとあわせまして、評価基準などの全体審議をしたいというふうに考えております。

3法人のプロジェクトチームに所属いただくことになっている委員の先生方におかれましては、大変お忙しいこととは存じますが、11月中旬を目途に予定しております農業分科会の1つの節目とお考えをいただきまして、評価基準案の作成にご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、平成13年4月に設立された独立行政法人の評価基準を作成した際には、分科会の中でも、可能な部分について評価基準の共通化を図るべきものという意見を受けまして、平成13年9月に評価委員会で、独立行政法人の評価基準の考え方についてが決定されております。

その後、農業分科会におきましては、さらにこれを具体化したものとして、平成14年3月に、農業分科会における独立行政法人の評価基準の統一についてを決定しております。

農林水産消費技術センターほか5法人の評価基準については、これらの共通化にかかわる決定事項を踏まえて作成されておりますので、3法人の評価基準を作成するに当たりましては、これらの決定を踏まえるとともに、既にある6法人の評価基準ともそう開きがないといえますが、並びを見た上で作成をいただきますようお願いをいたします。

なお、先ほど除くと申し上げた水資源機構につきましては、国土交通省の評価委員会が評価の主体となっておりますので、評価にかかわる作業も、ちょっとほかの法人と異なりますので、農村振興局の総務課の担当から説明をいたします。

農村振興局総務課五十嵐補佐 水資源機構については、資料6番に別紙といたしまして、評価のイメージと今後のスケジュール、これを1枚紙でつけております。これをごらんいただきますとともに、補足で若干説明したいと思います。

水資源機構の業務実績にかかわる調査ですが、水資源機構法の第42条の第3項に、国土交通省の評価委員会が評価の実施主体となり、その際に、国土交通省の評価委員会は、農林水産省ほか関係2省の評価委員会から意見を聞かなければならないと規定されております。

来年の5月、あるいは6月ごろには、国土交通省の評価委員会におきまして評価作業が開始されるものと思っております。それに際しまして、農林水産省の評価委員会に意見が求められることになっております。これを受けまして、農業分科会としては、水資源機構からその業務の実績について説明を受けまして、その後速やかに意見を取りまとめた上で、国土交通省の評価委員会に提出することになります。

他方といたしまして、水資源機構の中期目標等につきましては、4省間の調整を円滑に行う観点から、これまでも関係4省評価委員会の合同会議で議論をしてきたところであります。農林水産省からは、水資源機構プロジェクトチームの小林委員、渡辺臨時委員、それから佐藤専門委員にご参加いただいているところでございます。

このようなことから、水資源機構の業務実績の評価につきましても、関係4省評価委員会の合同会議で議論を行いまして、その結果を踏まえ、国土交通省の評価委員会が取りまとめるという格好になるかと思われまます。

これらを整理いたしますと、農林水産省の評価委員会としては、農業分科会から国土交通省評価委員会に意見を提出するとともに、4省合同会議にも、水資源機構プロジェクトチームの3名の委員にご参加いただくということになるかと思われまます。

なお、この水資源機構の評価基準についてでございますが、国土交通省の評価委員会が策定することとなりますが、この策定に向けた議論は4省合同会議の場で行われることとなります。

以上の状況につきましては、11月の農業分科会でご報告いただくとともに、設定された評価基準につきましては、来年5月ごろに開催を予定されております農業分科会におきましてご報告をいただきたいと思います。

以上でございます。

松本分科会長 それでは、ただいまの新設法人に係る今後の手続き、評価基準作成の進め方、こうしたものについて、ご意見、あるいはご質問をちょうだいしたいと思います。どうぞ。

ございませんか。

それでは、各新設法人のプロジェクトチーム所属の委員の先生方には、大変またご苦勞をおかけいたしますが、評価基準の作成を進めていただきますよう、よろしく願いをいたします。

6番目、その他ということで、次の議題に入ります。

先日の第10回分科会で、当分科会として審議した家畜改良センターの財務諸表及び目的積立金につきまして、変動が生ずる見込みがあるとのことでございます。

これについて、農林水産省から説明をお願いいたします。

生産局畜産振興課生産技術室長 生産局畜産振興課生産技術室長の引地でございます。

資料7をごらんください。家畜改良センターの平成14事業年度の財務諸表及び目的積立金についてでございます。

ただいま、分科会長からもお話がありましたように、前回、第10回の分科会でこれらについてはご審議いただいたところでございますが、その後、財務省への協議の過程で、目的積立金の額が、前回、目的積立金としてご了承いただいた6,000万円ほどでございますが、その後の財務省との協議で、約1,100万減額いたしまして4,900万ほどに変更になるという見込みというお話ということになりました。このことについて、資料でご説明をさせていただきたいと思います。

資料をお開きください。会計基準につきましては、独立行政法人の会計基準ということで、この中で利益の処分、または損失の処理に関する事項が定めてあるわけでございます。ごらんのとおり、平成13年と言うと第66条、平成14年ですと、左側、第73条に基づいておりま

して、大きな考え方ということがここに示されているわけでございます。

これを受けまして、私どもとしては、この下の方に書いてございますように、平成13年度利益処分の考え方、あるいは平成14年度利益処分の考え方ということで、財務省と協議をしつつ進めておるわけでございます。

この中で、前年の平成13年度の考え方と協議の中で変わってきたことが、左側の下の14年度利益処分のところの下線の引いてあるところでございますが、利益のうちで経営努力になじまないものは控除するというような考え方です。

例えば、経営努力になじまないものとして挙げられるのは、土地とか、あるいは建物等事業活動と関係ない貸付料でございますが、これは経営努力と言うにはちょっといささかいかげなものかというようなことの議論がございまして、これらは、経営努力としての利益から控除されるべきものであろうという考えでございます。

なお、私どもの目的積立金の主なものは、例えば私どもの予算、事業計画で予定した以上の生産物、私ども家畜改良センターでございますと、生乳の販売にかかわるもの、あるいは家畜、あるいは畜産物の販売にかかわるもので、年間計画より多く販売することができたことによる利益ということになります。そういったものの利益のうち、土地・建物等の貸付にかかわるもの等については、これは控除すべきであらうということでございます。

それで、もう1枚お開きいただきたいわけでございますが、これは、自己収入の支出状況と努力外の内訳をしたわけでございます。自己収入、一番左側に書いてございますように、4億5,400万の自己収入があって、このうち費用として約3億9,400万と。そうしますと、利益として5,990万ということで、約6,000万の利益が計上されているわけでございます。

これを前回、当委員会にもお示したわけでございますが、その協議の中で、さらによく吟味すれば、先ほど申しましたような事項等については経営努力による利益とはいささか言いがたいということで、その分、約1,100万でございますけれども、右側に白抜きに書いてある部分でございまして、その部分を差し引いた額ということで、4,900万を計上するべきだということでございます。

以上、この利益の扱いについてのご報告とさせていただきます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明全体にわたって質疑といえますか、質問及びコメントに入りたいと思います。質問、ご意見のある方、どうぞ。

菊池専門委員 表の見方がひょっとしたら間違っているかもしれませんが、この裏の方です

ね、改良センターの一番最後のグラフのやつなのですが、経営努力からの支出という部分の中には、運営交付金とか補助金というのは入っていないのでしょうか。それでないと、どこにこの交付金とか補助金が、経営努力からの支出というだけの説明だと非常に。

生産局畜産振興課生産技術室長 これは、利益金だけを計上したものですから、そういう意味ではややちょっと見にくい表でございますが、本来交付金を国の方からいただきまして、私ども計画に則って事業活動をいたします。それについては、ここで計上しておりません。そうではなくて、それ以外で、要するに事業量、販売量がふえた等々で利益が上がってきます。それについてのかかったコストの処分、利益の処分についてここに計上させていただいていますので、全体を示したものでないというふうに見れば、ちょっと不親切な表で申しわけございません。

菊池専門委員 それはわかるのですが、全く入っていないと理解していいんですね。

生産局畜産振興課生産技術室長 それは、補助金、交付金は入っておりません。

松本分科会長 よろしゅうございますか。

菊池専門委員 はい。

松本分科会長 そのほか、どうぞ。

それでは、家畜改良センターの財務諸表及び目的積立金につきましての今後のスケジュール等について、説明をお願いしたいと思います。

生産局畜産振興課生産技術室長 当センターの財務諸表及び目的積立金につきましては、引き続き財務省と調整し、確定次第、皆様には文書をもってお諮りをさせていただきたいと思っております。その上で、ご了解をいただけた後に財務諸表等の承認ということを行いたいと思っております。

いずれにしても、今後はこのような事態を招かないように努める所存でございますので、ご理解の上、ご了承方、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

松本分科会長 それでは、次に、先日の第10回の農業分科会におきまして、武田専門委員から出されてきました質問、すなわち、農業者大学校に関する質問でございますが、これにつきまして、農林水産省から回答をお願いいたします。ちょうど当日は、退席をされた後でございましたので、質問にお答えすることができなかったわけでございます。この場をお願いいたします。

経営局女性・就農課長 前回、武田専門委員からいただいたご質問に関してでございます。

私は、経営局女性・就農課長をやっております野村でございます。

資料の8でございますけれども、武田専門委員からのご質問は、農業者大学校の評価結果に、「農業研修教育に関する唯一の独立行政法人として、我が国における農業研修教育を牽引し、次代の農業を担う優れた人材を育成していくため、先導的教育の実践や道府県農業大学校との関わり、果樹農業研修のあり方を含め、幅広く検討し、見直す必要がある。」と記述があることに関連しまして、農業者大学校が設立された昭和40年代からの県農大との関係についてのご質問でございました。

まず、左側の独立行政法人農業者大学校の沿革・目的等でございますが、農業者大学校は昭和43年に農林省中央青年研修施設という形でできまして、45年に現在の農業者大学校となっております。

教育の目的は、地域の指導的役割を果たす農業経営者の育成としており、入学資格につきましては、1年以上農業実務経験がある者を対象としております。教育期間といたしまして3年間、大学校での講義・演習と、2年次それから3年次の先進農家等での長期派遣実習、あるいは海外農業現地実習等をサンドイッチにした形での教育により、これまで約1,100名の卒業生を出しております。

一方、道府県の農業大学校でございます。これは、さかのぼりますと、昭和9年の修練農場から始まるわけでございますが、現在の道府県農業大学校の形になりましたのは、昭和52年の農民研修教育施設、このときに、農業改良助長法を改正いたしまして、その中に位置づけております。

教育の目的を近代的な農業経営の担い手になるような中核的な農業経営者の育成ということで行っております。入学資格は、養成部門がメインでございますが、高等学校卒業生としております。研修教育の内容としましては、2年間の講義及び学校の農場における実習とを組み合わせ、技術・知識の習得を図っております。

さらに、より高度な技術・知識を身に付けたいという方のために、1年ないしは2年間の研究部門を持っている大学校もございます。

現在、40校ございまして、大体毎年1,800～2,000人程度の卒業生を輩出しております。

両者の連携でございますが、一番下の欄でございます。農業大学校の手引きの作成ということで、県農大の指導職員の手引書という形で、昭和59年に初版をつくりまして、最近の版は、平成10年につくったものでございます。

それから、2点目といたしまして、県農大の校長先生等と一緒に、全国農業学校協議

会というのをつくっております、その毎年の研究会等におきまして、相互に意見・情報交換を行っています。

3点目が、県農大の指導職員に対しての研修を女性・就農課の方で行っておりますけれども、それにおきますカリキュラムの編成への協力、あるいは講師の派遣をお願いしております。

それから、平成13年4月に独立行政法人になって以降では、ここに書いてございます農業教育情報誌「大地の教育」を発刊しております、農業教育に関する情報の提供も行っております。

私どもといたしましては、14年度の評価結果を受けまして、農業者大学校とも一緒になって、さらなる連携の強化につきまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

松本分科会長 農業者大学校に関する質問に対する答えは、以上でございます。よろしゅうございますでしょうか。どうぞ。

武田専門委員 武田でございます。詳しい説明をありがとうございました。

それで、ちょっと確認させていただきたいのですが、一番最後のところの連携の部分ですけれども、これについては、情報提供とか、協議程度の現在の連携と見ていいのでしょうか。

それで、先日の総括のところ、さらに深く検討する必要があるということについては、例えばどういうことがあるかというのは、もしわかればお願いします。

経営局女性・就農課長 現在の連携につきましては、今、武田専門委員が言われましたような情報提供とか、一部の連携という形になっております。基本的には独立行政法人農業者大学校が持っている教育目的、あるいは道府県農業者大学校の持っている教育目的に沿ってそれぞれがやっているという形になっております。

また、農業者大学校の評価結果において、「幅広く検討し、見直す必要がある」ということにつきましては、実は今年の1月から経営局長の私的勉強会という形で、独立行政法人農業者大学校に限らず、関係の農業研修教育機関の、今後の農業研修教育のあり方について、農研制度の勉強会を開催しております。

その中にありますのは、全国の道府県農業大学校のセンター的な役割をもっと発揮できないだろうか。例えば、共通的に受ける科目について、講師の斡旋とか、あるいは教材提供みたいなものはできないかとか、あるいは道府県農業大学校の指導職員に対する体系的な研修計画の充実みたいな、そういうものもさらにできないだろうかのご指摘もございます。それらを踏まえまして、今後検討していきたいと考えております。

武田専門委員 ありがとうございます。ここの回答の2番目の、全国農業大学校協議会会員というのがありますね。これについては、道府県の農業大学校に対して、農業者大学校が指導的に対応しておられるということでしょうか。

経営局女性・就農課長 全国農業大学校協議会は、40の道府県の農業大学校の校長先生と、独立行政法人農業者大学校の理事長等が入っております、必ずしも農業者大学校が指導的立場で運営しているというわけではございません。事務的にみんなが一緒になって運営している、そういうものでございます。

武田専門委員 つまり、国の農業者大学校があつて、一方、道府県の同じような大学校があるということで、今回のこの独立法人の問題というのは、大きな重要問題として費用対効果という問題があるので、それで、国の機関としての費用対効果、あるいは道府県としての費用対効果という両方の、一石二鳥的な意味で、さらに検討を加えていただきたいというふうに思います。将来の検討というのは、そういう方向をお願いしたいと思います。

松本分科会長 そういう要望でございますので、ぜひよろしく申し上げます。

そのほか、どうぞ。ございませんか。

これで、本日の議事はすべて終了いたしました。

まだ、そのほかにも、全体を通じてご意見、ご質問のある方、ございませんか。

最後になりますが、事務局からもう少し追加となっております。連絡事項がございます。よろしく申し上げます。

生産局総務課長 次回の農業分科会の開催についてのご連絡でございます。先ほど、今後の予定につきまして、さまざま説明がございましたが、今回は、11月の中旬に開かせていただきたいと、こう思っております。

これは、ことしの12月に施行されます「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」、いわゆる牛肉のトレーサビリティ法ですが、これが施行されるということと、来年1月に「遺伝子組換えい生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」と、これが施行されます。この関係で、家畜改良センター等、この法律の施行に伴う、4法人ございます。これらの4法人の中期目標なり中期計画、業務方法書を変更しなくてはならなくなりましたので、この関係で、11月中旬に開催したいと思います。

それに合わせまして、先ほどありましたが、新法人、新独法の評価基準、これは来年の5月に評価基準をつくってまいりたいと思いますが、その中間的な案の検討ということをあわせて、次回の11月中旬の農業分科会でご審議いただきたいと、こういうふうに思っております。

日程でございますが、お手元に日程調整のための紙が、用紙が配られていると思いますが、お手数ですが、9月30日までにご返送いただけたらと、このように思っております。本日、この帰りに窓口へ出していただいても結構でございます。よろしくお願いいたしますと思います。

なお、資料でございますが、今回、前回に比べれば大分薄くなりましたけれども、お荷物の関係で持って帰れない場合には、また別途送付いたしますので、事務局の方に申し出ていただきたいと、こういうふうに思います。

以上でございます。

松本分科会長 お疲れさまでございました。以上をもちまして、第11回の農林水産省独立行政法人評価委員会農業分科会を閉会といたします。

委員の先生方、並びに専門委員の先生方には、非常に熱心なご審議をしていただきまして、心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

午後4時21分 閉会